

議 長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番室崎議員、2番安達議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、14番、田宮議員の一般質問を行います。
14番、田宮議員。

14番 | 平成16年の第1回の定例会に当たりまして、通告いたしました次の3項目についてご質問を申し上げます。
最初に、国の政策であります三位一体の改革は、今年はその「元年」とも言われておりますが、当町の平成16年度予算編成に大きな影響を与えたと考えますが、地方交付税等の見直し、国庫補助・負担金の削減、国の税源移譲の3点の具体的影響についてご答弁をいただきたいのであります。
また、税源移譲額は、削減や見直しによる削減額を十分補填するものとなったのか、お答えをいただきたいと思っております。
国庫負担金の削減については、地方財政法上、問題があると考えられますが、いかがでしょうか。
なお、平成17年度以降の国の財政措置についての見通しがあれば、お聞かせをいただきたいのであります。
2つ目は、市町村合併についてであります。
1点目は、東部4町による研究会のその後の動向についてお答えをいただきたいのであります。
次に、広域連合との考え方もあるようにお聞きをいたしておりますが、具体的内容についてお答えをいただきたいと思っております。

3つ目は、合併か、自立か、町長としての最終的な結論はいつまでにお決めになるのか、お聞かせをいただきたいのであります。

最後に、北海道は昨年12月18日、道の財政立て直しプランによって、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児、老人等の医療給付事業の見直しが行われたと聞いておりますが、当町における具体的影響についてお答えをいただきたいと思っております。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

おはようございます。

14番、田宮議員の質問にお答えをいたします。

1点目の三位一体の改革「元年」とも言われる国の政策は平成16年度予算編成に大きな影響を与えたのではないかとのお尋ねについて、まず初めに地方交付税の見直しの具体的影響であります。国は地方財政計画の規模を84兆6,700億円程度とし、対前年度比較マイナス1.8%、地方一般歳出を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に沿って見直しし、抑制が行われ、三位一体の改革を受け、地方交付税を前年度比較6.5%減とした上、臨時財政対策債、赤字地方債も前年度比較28.6%削減となり、実質的な地方交付税は12%の大幅な減少となる内示が示されました。

これらの状況を踏まえて当町に置きかえると、普通交付税では、国の6.5%の減を基準として、基準財政需要額としての寒冷補正の級地の引き下げ、段階補正や糸魚沢小学校などの歳入減と、基準財政収入額における所得譲与税などの歳入増による減額を見込み、対前年度比較9%減の33億819万4,000円、特別交付税では対前年度比較6.5%減の4億2,688万8,000円となり、地方交付税総体としては、平成15年度の決算見込みとの対前年度比較で8.7%減で、金額で3億5,552万円の減額を想定しています。

また、交付税と一体となった財政措置がされている臨時財政対策債においては3億6,420万円を予定しており、対前年度比較1億4,600万円の減額を見込み、地方交付税と合わせた対前年度比較は10.9%減の、金額にして5億152万円の減額を想定しています。

次に、国庫補助金・負担金削減についてであります。恒久措置分として総務省関係3項目、外務省関係1項目、文部科学省関係3項目、厚生労働省関係10項目、

農林水産省関係 2 項目、経済産業省関係 1 項目、国土交通省関係 1 項目と、暫定措置分として文部科学省関係 2 項目の、計 23 項目で 4,749 億円となっております。

このうち、当町が直接に影響を受けるものは、恒久措置分の厚生労働省関係 7 項目となっており、平成 16 年度当初予算ベースで計算すると、一般会計では、生きがい活動支援通所事業補助金 129 万 4,000 円、保育所運営費負担金が国と北海道分を合わせて 3,672 万 6,000 円、児童手当事務委託金 64 万 1,000 円、児童扶養手当事務委託金 4 万 3,000 円の計 3,870 万 4,000 円となり、さらに国保会計での診療給付費等事務費負担金 16 万 3,000 円、介護保険会計での介護保険事務費交付金 295 万 8,000 円を合わせると、合計で 4,182 万 5,000 円の国庫補助・負担金の削減になります。

このほか、間接的なものとしては、在宅当番医制運営事業負担金として 46 万 6,000 円があります。

次に、国の税源移譲についてであります。国庫補助・負担金の一般財源化に対応して所得譲与税が暫定的に創設され、4,249 億円と、義務教育教職員の各年度の退職手当と児童手当の支給に必要な額として税源移譲予定交付金 2,309 億円が交付され、合わせて 6,558 億円となっております。

当町の所得譲与税は、平成 12 年度国勢調査人口に対し、1 人当たり 1,673 円の計算で 2,058 万 9,000 円と試算していますが、国庫補助・負担金の一般財源化になったものと比較すると、2,123 万 6,000 円の減額となっております。

税源移譲予定交付金については、都道府県に交付されるもので、当町には該当いたしません。

次に、税源移譲と地方交付税及び国庫補助・負担金相互の関係であります。平成 16 年度における三位一体の改革の姿としては、国庫補助・負担金改革として 4,749 億円、交付税改革として 1 兆 2,000 億円の削減をし、税源移譲などの移譲額及び交付額は 6,558 億円となっており、不足する 1 兆 191 億円は給与関係及び投資的経費の地方歳出の抑制を行うこととなっております。

当町の影響額に置きかえると、国庫補助・負担金で 4,182 万 5,000 円の減、地方交付税で 3 億 5,552 万円の減で、計 3 億 9,734 万 5,000 円が減額され、税源移譲で所得譲与税として 2,058 万 9,000 円が交付されたとしても、国庫補助・負担金の削減額にも及ばず、地方交付税の見直し、国庫補助・負担金の一般財源化、税源移譲

による当町の影響額は総体でマイナス3億7,675万6,000円で、平成16年度一般会計当初予算額の実に4.4%にも及ぶ率であります。このことは、数字的に見ても税源移譲がきちんと行われていないことを物語っています。

次に、国庫負担金の削減と地方財政法の関係であります。今回の国庫負担金事業には、国がその全部または一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない経費として、地方財政法第10条に国が進んで経費を負担することが列記されていますが、国はその財源の負担に責任を持つべきものと考えます。

次に、次年度の見通しについてであります。第2次財政運営基本方針の財政推計にもお示ししておりますが、さらに交付税改革が先行して進んでいくものと考えています。あくまで推定の域を脱し切れませんが、地方交付税総体として対前年度比2.7%程度のマイナスを見込んでおり、さらに厚岸町としての独自要素を加えると、5%を超える額の削減を想定しています。

臨時財政対策債については、平成18年度まで延長されることになっており、平成16年度の予算ベースを維持されるものと考えます。

また、さらなる国庫補助・負担金の一般財源化については、税源移譲などを含めて何らかの財源措置がきちんとされるべきものと考えています。

続いて、2点目の市町村合併についてお答えをいたします。

初めに、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町合併等問題研究会、いわゆる東部4町研究会の動向であります。昨年5月に報告書を出して以降、各町とも報告書による議会及び住民への説明会などで情報提供を行い、昨年8月に標茶町で開催した第9回研究会にその状況を持ち寄り、今後のあり方を協議いたしました。

各町とも共通していたのは、報告書だけでは住民が判断できる情報に不足があるということであり、そこから一歩踏み込んだ研究を進めていくことが必要であるという議論が展開されましたが、その進め方に温度差があったことから、当面は共通するテーマに限った研究会とすることとし、昨年10月には弟子屈町で「合併協議のスケジュール」と題して第10回研究会を開催したところであります。

その後、当町は、独自の財政推計による財政改革方針の見直しに本格着手し、他町においては、合併や財政問題を中心とする地域懇談会に向けた対応が始まり、さらに昨年11月には地方制度調査会の最終答申もあり、各町の12月議会の中で判断材料となる情報提供が求められた浜中町、弟子屈町と当町が一歩踏み込んだ研究をす

ることで意見の一致を見、12月22日に3町による合併等調査研究を行う検討会議を発足させ、現在、4町研究会と3町検討会議が並行して存在しています。

その東部4町研究会は、去る2月20日に4カ月ぶりに当町で開催され、4町の情報交換と勉強会のテーマを「広域連合と連合自治体」として行ったところであります。

次に、広域連合との考え方もあるということではありますが、一部新聞報道で「広域連合研究で一致 厚岸呼びかけ 4カ月ぶりの開催」と題した記事が掲載されました。その内容は、合併以外の選択肢としての可能性がどこまであるのかという視点で、地方自治法による位置づけや、全国・全道の設置状況や内容などについて基本的な共通理解をするにとどまり、4町としての広域連合を視野に入れた可能性の研究ではない、今回限りの勉強会でありました。

道内の広域連合としては、国保や介護保険事務の1市5町を扱う空知中部広域連合が先駆的取り組みをしています。この地域自体、現在合併の取り組みに揺れている状況であり、また釧路管内では、1市5町村の釧路広域連合でごみ処理に関することで設置されています。

広域連合については、事務事業を一緒になって行うという、合併にかわる一つの選択肢としての可能性はあるものと考えております。

なお、東部4町研究会では、3町の合併に関する一歩踏み込んだ調査研究に理解しながら、今後においては情報交換の場として研究会を継続することになっており、次回は4月末に浜中町において開催することになっております。

次に、最終結論はとのことではありますが、市町村合併について首長としての考えを求められたものと理解してお答えをいたしますが、これまでどおり、市町村合併については町民の皆さんの意向をもって判断したいという、その基本姿勢は変わっておりません。しかし、時期については、現行の合併特例法が平成17年3月末で失効し、その後も合併推進のために新法が制定される状況であること。現行法が失効するまでに知事に対して合併の申請をすれば、現行の合併に関する財政支援措置が受けられること。平成17年4月以降は新法による合併障害事項の緩和措置の中に交付税の合併算定がえの措置がされることなどの国の考え方が示されており、まだ若干猶予される状況にあると考えております。

合併を選択するに当たっては、合併特例法による財政支援措置のメリットがどれ

だけあるのかということが明確になり、町民の合意が得られ、かつ合併する相手も特定できるという条件が整わなければ、当町の合併する、しないを選択する判断は困難であります。

現在、3町検討会議では、この辺について具体的な情報提供ができるように研究を行っており、基礎自治体としての歳入の大宗を占める普通交付税及び合併特例債等の研究及び基礎自治体としての行政組織機構の研究をテーマに、4町研究会の報告書から一步踏み込んだ判断材料として、4月の早い時期にまとめられると聞いております。

3町で検討している内容や今後予想される国の動き及び第2次財政運営基本方針などを勘案して、首長としての次の段階の判断をしていかなければならない時期が近づいてきていると考えております。

続いて、3点目の平成16年度北海道医療給付事業における事業見直しに伴う影響について、重度心身障害者医療給付事業、母子家庭等医療給付事業、乳幼児医療給付事業、老人医療給付特別対策事業、それぞれの影響についての質問であります。北海道の医療給付事業における事業見直し内容の概要につきましては、乳幼児の対象年齢を現行、入院6歳未満、通院3歳未満までを入院、通院ともに就学前まで拡大し、母子家庭等を父子家庭まで拡大するなど制度の拡充を図る一方で、北海道の財政が厳しいということで自己負担の引き上げを見直し、老人医療については対象年齢を段階的に引き上げ、平成20年3月末で廃止するという内容でございます。

自己負担の見直しの内容は、老人医療受給者と3歳未満児及び町民税非課税世帯は、現行のまま初診時一部負担のみで変更がありませんが、それ以外は、月額負担限度額を設けているものの、1割負担とするものです。

月額の負担限度額は、通院が1万2,000円、入院が4万2,000円となります。この限度額は、老人保健受給者の町民税課税世帯の負担と同額の水準でございます。

受給者の皆さんへの影響についてですが、影響額の精度の高い資料となりますと、1件ずつの積み上げが必要であり、現時点では時間的余裕がないことから、1年分の影響額としてお示しできないことをご理解いただきたいと思います。

また、乳幼児医療の医療費の影響につきましては、平成18年度まで影響が出ないこととなりますので、今回は影響額の推計をしておりません。

老人医療費の受給者は現在18名おりまして、平成15年度末の医療費の見込みは約

62万円ですが、これも新たに確定される、あるいは毎年の世帯構成の変更に伴う所得基準による該当者の異動など、影響額を推計する条件にないため、こちらも資料をお示しできないことをご理解願います。

提出させていただきました資料ですが、まず現時点の受給者のうち、1割負担が該当になる受給者についてでございますが、重度心身障害者では受給者数は294名で、町民税課税対象は152名、51.7%になります。母子家庭等では293名のうち117名、39.9%、乳幼児医療受給者は567名ですが、町の助成条例の規定で、平成15年10月1日以前に生まれている方は、課税、非課税にかかわらず初診時一部負担金だけの負担でいいこととなります。この受給者数が525名、平成15年10月1日以降に生まれた方は42名ですが、この方々は3歳到達時から1割負担の対象となる方であり、それは平成18年10月1日以降ということになります。現時点の受給者と比較しますと、42名中25名が町民税課税世帯となります。

影響額の全体の推計では、重度心身障害と母子家庭と、それぞれ平成15年12月の受診分で積み上げ集計したもので作成しておりますが、人工透析治療の特定疾病分を除く重度心身障害では、12月の医療費は360万9,112円かかっていますが、現行制度では町と道が2分の1ずつ負担しておりますが、改正後では自己負担が100万9,207円発生してまいります。医療費ベース比率は27.9%になります。さらに、下の表に人工透析治療の特定疾病患者の分がありますので、これを合計すると、自己負担額は110万9,207円、医療費ベース比率28.2%となり、単純推計の年間自己負担額は1,331万484円となります。

母子家庭等では、12月分の医療費は75万1,696円かかっていますが、こちらも改正後では自己負担が3万8,667円発生してまいります。医療費ベース比率は5.1%になります。単純推計の年間自己負担額は46万4,004円となり、重度、母子家庭の年間自己負担は1,377万円になります。

改正後の影響は、重度心身障害者の町民税課税世帯に大きく影響が出るようになります。

厚岸町としましては、北海道の制度改正内容について、受給者の皆さんには負担増になる厳しい内容になるとの認識でありますが、一部負担金額の月額上限額の規定は老人保健制度の町民税課税世帯の負担と同じであることなど、やむを得ない負担の範囲と考えているところであり、今後、施行に当たっては、適宜条例改正をさ

せていただき、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長

14番、田宮議員。

1 4 番

1 回目のご答弁をいただきました。2 回目のご質問を申し上げたいというふうに思います。

1 つは、この三位一体の問題であります。1 つには地方交付税総額の圧縮ということで、もともと財源保障機能を縮小・廃止するというのを大きな目的にしているわけですね。次年度以降も引き続いて地方交付税の総額の圧縮を図るということは、もう目に見えてきているのではないのかというふうに思うわけです。

そこで、ご答弁いただきましたように、平成16年度の予算の編成に大きな影響を与えております。私はこれまでも何回か申し上げてきておりますけれども、当町の町民税の収納は約10億円から11億円ぐらいですね。自主財源というのは、そのほか幾らもないわけでありまして、地方交付税は平成16年度を見ますと、圧縮はされたけれども、予算の上では42%という構成比を占めているわけですね。この財源保障である地方交付税が減らされるということは、北海道では45%の市町村が財政再建団体に転落するのではないのかというふうなことも言われているわけです。厚岸町がすぐそれになるということではございませんけれども、非常に先行き厳しい状況にあるのではないかと。

そういうことを考えていきますと、私はやはり地方交付税の総額の確保と、それから財源保障機能、財源調整機能、こういうものをきちんと堅持する、そういうことを強く国に要求していく必要があるのではないのかというふうに思うわけでありまして。もちろんこのことについては、町長の町政執行方針の最後に強い決意を述べておられます。そのことを私は期待をしているわけでありまして、町長お一人だけではなくて、議会もやっぱり一緒にそういう要求をきちんと国に上げていくという必要が一層強くなるのではないかと。また、町民にもこういう実態をきちんと知らせていくということも私は大変大事だというふうに思うんですね。やはり全町挙げて、これは厚岸町だけの問題ではもちろんありませんから、町村会やあるいは議長会等を通じて横の連携もとりながら当然行うわけでありまして、そういう取り組みが非常に強く要請されていくのではないかとというふうに思うわけでありまして。

具体的な内容については、予算審議の折にそれぞれの項目のところでもたお尋ね

をしていきたいというふうに思っております。地方交付税の総額の圧縮に対して、繰り返しますが、財源保障機能、あるいは財政の調整機能、こういうものをきちんと堅持しながら、地方交付税の総額の抑制に反対していくということが大変大事だと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、国庫補助・負担金の削減の問題であります。当町の影響についてご答弁をいただきました。特に公立保育所の負担金、この減額は大変大きなものがあります。全国的には1,661億円というふうに言われておりますが、数字的にちょっと、15年度の予算、私は予算で計算しましたので、全部合わせますと4,390万4,000円というふうな数字になります。この数字が違っておるからどうだというようなことを申し上げるわけではありません。

1回目の答弁でも触れておられますが、地方財政法の第10条、これは負担金について、ご答弁にあるとおり決められております。第16条は、補助金についてであります。問題は、負担金というのは、これは国が当然見なければならぬ、そういうものでありますね。それを十分な検討もしないで、どんどん削減していく。補助金ならまだうなずけますが、負担金を削減するという事は地方財政法から見ても全く筋が通らない、そういうものではないかというふうに思うんです。

それで、保育所の運営負担金については、昨年この負担金の芽出しで一般財源化が始まったわけでありましてね。今年は2年目であります。国が削減を言うのであれば、こうした負担金の性格、保育所運営負担金であればその性格、そして、それを財源として実施される事務事業が国と地方のどちらの責任に属するのか、こういうことなどが当然検討されなければならなかったのではないかと思うんですが、その辺はどうでありましょうか。これは町の問題ではなく、国の問題としてですね。

そして、当初これは小泉総理が1兆円の削減ということをぶち上げて、各省に削減額が割り当てられたということなんです。厚生労働省は2,500億円削減をしなければならぬ。何をやるのか。最初にやり玉に上がったのが、生活保護費の負担金だったそうであります。ところが、これについては地方への負担転嫁だということで反対が大変強くて、結局実現をせずに、次に保育所運営負担金を削るということになったというようなことを聞いております。

先ほども申し上げましたが、負担金の事務の性格、国が責任を持つのか、地方が持つのか、こういうことが検討されたのだろうか。この辺は国の考え方としてどう

いうふうに考えておられるか、お聞かせをいただきたいのであります。

公立保育所は、地方団体がみずからその責任に基づいて設置しているからということで、今回、運営負担金の削減が行われた。これは与党と政府の了解事項、これはいろいろな点について了解事項はなされているようではありますが、公立保育所の問題については、そういう見地で削減が行われると。しかし、おかしいのは、一方、民間の保育所については、国が今後とも引き続いて責任を持って行う。この負担金は削らないんですね。公立の保育所については、運営負担金が削られる。

保育事業というのは、子供の通う保育所、公立か私立の違いがあれ、事業の実施主体は保育所のある市町村、厚岸町でありますね、これは今後とも変わりがないわけであります。また、同じ保育事業でありながら、なぜ民間運営費は国が負担をして、公立保育所については全額地方が持たなければならないのか。道理に合わないのではないかというふうに思いますが、いかがでありましょうか。整合性がないというふうに考えますが、いかがでありましょうか。

それから、一般財源化されるわけでありましたが、この国庫補助・負担金については、その事業にかかわる事業費を基準財政需要額に算入するというふうに財政課長内簡では言っているようではありますが、その辺はいかがでありましょうか。

結局この保育所運営負担金、これだけにとどまるものではありませんけれども、廃止や縮減、こういうことで先ほどのご答弁にあったように大きな影響があるわけではありますが、結局中身の具体的な検討なしに1兆円削減、そういう発言に合わせた数合わせの負担金の削減でなかったのかというふうに思いますが、以上お答えをいただきたいのであります。

次に、税源移譲の問題であります。これは第1回のご答弁でも、全く削減額に見合わない、そういう額であるということをおっしゃっておられました。ご答弁にあったように、補助・負担金の削減が1兆円、交付税の削減が1兆2,000億円、合わせて2兆2,000億円であり、臨時財政対策債を加えれば4兆円近い削減が全体的にはなされているわけです。厚岸町については、先ほどご答弁がございました。そして、税源移譲額はこの3分の1でありますね。1回目のご答弁の中にあつたように、6,558億円と。

この税源移譲の提言については、地方分権推進委員会が最終報告を行っておりますが、その中でどういうふうに言っているかといいますと、まず税源移譲を先行さ

せて、それに相当する国庫の補助・負担金や交付税の減額を行うと、歳入中立の立場から税源移譲を提言しているわけでありますが、例えば税源移譲があっても、移譲した額に比べて国庫補助・負担金や交付税の減額が大きいようでは、結局、税財源が拡充・強化されたとは言えない、こういう趣旨で、先行させるのはまず税源移譲だというふうに言っているわけですね。この辺、この趣旨に沿っていない、そういう国のやり方について、お答えをいただきたいというふうに思います。

次に、合併の問題であります。3町、4町のことについては、ただいまご答弁をいただきました。私は、今後の方向として、厚岸町が自立をしてやっていく上で財政のシミュレーションをした場合にどうなるのか、これを出していただきたい。合併でいろいろなあめがぶら下げられておりますけれども、一時しのぎにはなるだろうけれども、長い目で見れば結果的には大きな負担になっていく、そういうものではないかというふうに思うんですね。

町長も言っておられますけれども、町が豊かになる、そういう保証がなければ合併はしないというふうに話をいたされたというのを新聞で拝見をいたしておりますが、私はそのとおりでというふうに思うわけでありまして。自立でいった場合にどうなるのか、これは私は一つには生易しいものではないということは当然想像できるんですが、しかし、合併をするよりも、厳しくても自立でいく方が厚岸町の将来にとっては大変いいのではないかというふうに考えておりますが、いかがでありましょうか。

新しい合併に関する法律が現在国会に提案されておりますけれども、今後、結局知事に合併構想を立てさせて勧告権を認める、そして、それをそれぞれの市町村に突きつけてくるということであるようであります。結局、合併の強制でありますね、こういうことについてのお考えもお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、道の各医療給付事業の見直しの問題であります。

道の財政も厳しいものでありますから、2005年から7年ですから平成17年から19年までですか、3カ年で1,700億円財源を浮かせる、こういうことで今回のそれぞれの見直しが行われたようであります。

道の予算案で見ますと、この4つの事業で前年比21億円の削減。これは1割自己負担導入と市町村への補助率の削減、こういうものが土台になっているというふうに思います。

議 長
行 財 政
課 長

私は、重度心身障害者や高齢者、母子家庭など自己負担が1万円から4万円を超える、そういう世帯が少なくないのではないか。これでは医療を受けることができなくなる、そういう不安が大きく広がっているというふうに聞いております。老人医療の問題を考えてみましても、所得が低く生活力の弱い高齢者が影響を受けるわけでありませう。

そして、問題なのは、命と健康にかかわる、こういう制度の削減・縮小を、各関係団体、障害者団体とかいろいろあるわけでありませうが、そういうところとの話し合いを抜きにして、一方的に道が進めているという状況のようでありませうが、私はやはり従来どおりこの事業が行われるように強く道に働きかけていただきたいというふうに思いますが、いかがでありませうか。

行財政課長。

まず初めに、三位一体の改革についてのご答弁を申し上げたいと思ひます。

今、普通交付税、いわゆる地方交付税でございますけれども、総額の確保、さらには財源保障、財源調整の機能というものが、今まさに国の改革の中で削減されようとしている状況になっていませう。こういうことを含めて、施政方針の中で町長からもご答弁を申し上げておひますけれども、きちんと国にこの意見を申していかなきゃならないときを迎えているというふうに私ども思ひておひます。

そういう意味で、今、私どもの情報で入っておりますけれども、5月には地方6団体が主宰になりまして、この厳しい地方財政の財源措置に対しての危機突破の全国的な会合ということが今予定されているというふうに聞いておひますけれども、そういう中で町長を含めまして、議長を含めましてこれらの状況をきちんと訴える、また要望していくという場があるというふうに考えておひますし、していかなきゃならないというふうに思ひておひます。

いずれにいたしましても、非常に今年度の当初予算、まだ交付税等決まったわけではございませうけれども、財政規模、財政計画の中を見ていくと、従前、年間1億5,000万円程度の財源的な調整マイナスでありましたけれども、平成16年で置きかえると、それが5億円という数値が今あらわれておひます。これは一町の町が成り立っていくには、今、質問者おっしゃいましたけれども、管内の町を見てもそうでありませうけれども、既に当初予算が組めない町があらわれている。平たく言ひますと、赤字団体でありませう。厚岸町といたしましても、何とかその部分については、

今まで蓄積をしまいいりました基金等を活用して当初予算の計上を行ったわけでございますけれども、非常にこの状況が続いていくとなると、町の破壊に基本的にはつながるものと私どもは思っております。

それで、これらの状況について、町民にもこの実態をきちんと明らかにしていくべきというご提言をいただきました。今年度につきましては、まちづくりの懇談会も予定してございます。そういう中で、この財政危機の問題を主眼に置いた町民に対してのアピールも含めて、お願いも含めて、この厳しさの状況を町民一丸となって、また議員皆様と一丸となって取り組みをしていかなかったら、この厚岸町がないというふうに私ども思っておりますので、これらについては、これらをきちんと町民の皆様にも理解をしていただく、そういう中で物事を進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、保育所の関係で数値を申し上げましたけれども、私ども平成16年度に置きかえて実は 3,600万円という数字を申し上げました。質問者おっしゃいますとおり、15年度におきましては 4,000万円を超える負担金が国と道から入っております、そういう中での数字でございますので、これについては、町長の答弁の数値についてはご理解を願いたいというふうに思っております。

それと、負担金の関係でございますけれども、国が見なきゃならない経費、当然負担事業でございますし、財政法からして筋が通らないということでもあります。私たちは、こういうことについては質問者と同じ考えでございます。国はさらに、今、情報としていただいておりますけれども、これら負担法に基づく法律がございすけれども、今年度の平成16年4月1日から費用を負担することを法律から外すという作業が行われるというふうに聞いておまして、この負担をしていくものをつまを、基本的には譲与税ほか、それと普通交付税、地方交付税を含めた財源の中で算入をして、地方で行っていただくという方向に変えようとしているのは、過去においてもそういう状況になってきておりますけれども、そういう状況のことがこの三位一体の元年と言われることから始まってきていると、プラスして始まってきているというのが実態でないかなというふうに思っております。

それと、特に国の負担に基づく事務を行っているものがありますけれども、事務の性格からして、これらについては国にかわって町が行っていることでございまして、この事務費を、逆に言いますと、その性格上、どういう形で協議がなされたの

かということをございますけれども、我々としては協議というよりも、国が行う事務を町が行うことは国が財政的にも負担すべきものというふうに基本的には考えておりますし、地方分権といいながらも、それらの区分の明確さがきちんとされていない部分も中にはあるのかなというふうに思っております。ですけれども、基本的には、国の行う事業についての事務であっても、きちんと国が財源措置をし、事務事業を推進すべきものというふうに考えております。

それと、保育所の関係で、さらに事業主体が厚岸町の町立保育所の関係については地方負担ということで、財源的には譲与税含めて、さらには交付税の中で措置をするということになりましたけれども、民間については国の負担の関係が残る。基本的には、私たち財政当局から考えますと、道理の合うものではない。この改革というのは基本的には一体のものでございまして、町立であれ、民間であれ、きちんとした形の中での財源の移譲ということが基本でないかなと考えておりますけれども、私どもとしても合点のいっていないところでもあります。

それと、保育所の関係の財源でございますけれども、これら不足する財源について基準財政需要額の中で算入するというふうに言われておりまして、状況として、情報として私どももいただいております。そういう中で、公立保育所の入所人員の密度補正によって、社会福祉費という項目があるんですけれども、その中で一応交付税で見ますということになっています。しかしながら、交付税総体はふえておりません。確かにこの部分で数値が入るかもしれませんが、我々としては丸めというふうに思っております。結果的にこれがきちんと反映されて、地方財政をきちんとその保育所を持つことによって満たしているという状況には相ならないということというふうに理解をしておりますけれども、国は一般財源化という名のもとに地方交付税の中の需要額の算定をして基本的に見ていますよということの、今までも、過去においてもこういう手法を使っているわけでございますけれども、こういう中での地方財政の財源の措置がされているということでもあります。我々としては大変遺憾なことでもあります。

それと、税源移譲の関係でございますけれども、この移譲について地方分権推進会議の中でも出されておりますけれども、税源移譲が先、まさしくこの推進会議の言っている論というのは、私どもとしての地方分権から物事を進めるという立場からすると、基本をなすものというふうに理解をしております。しかしながら、逆に

今行われていることは、ご存じのとおり、地方交付税を初めとする、また国庫補助・負担金を初めとする財源の削減が先行しているという状況でありまして、非常にこの国の動きが趣旨に沿っていないということは、理事者を含めて私どもはこの状況を厳しく受けとめながら、理解はしがたいわけでございますけれども、その財政運営含めて進めていかなきゃならない状況に置かれているということでもあります。これについても、本来であれば、地方分権、地方分権と言われながら、地方がきちんと地域のために物事をしていくということの財源なくして、まちづくりはならないわけでございますから、非常に残念なことでもあります。

それと、厚岸町が自立して行う場合のシミュレーションについてお示しを願いたいということでもあります。これは自立をする形をあらわすということで、今、私どもも昨年から3町で合併を想定した研究をしております。それらの状況を見ながら、厚岸町としてのそれに合わせた形の自立の方策を含めて、手法を含めて示していかなきゃならないというふうに思っておりますので、昨日もこの財政推計の内容についての長期間にわたったスパンの形を示すべきということのご質問を受けておりますので、これらについては、今、3町で進めている15年間の町の状況がどうなっていくかというシミュレーションになるかどうかわかりませんが、そういう数値の積み重ねを行っておりますので、それに基づいて厚岸町としてのものが示せるかどうか非常に難しいところがあるんですけども、自立ということを含めての、合併と自立という両方横にらみをした中での内容について、平成16年度の中で示していきたいというふうに思っております。

以上、私の方からのご答弁といたします。

議 長
町民課長

町民課長。

北海道医療給付制度についてでございますが、質問者いろいろ分析される中で、命と健康にかかわる問題という視点の中で、今回の道の受給者に対する一部負担の導入について強く働きかけてほしいというご意見でございました。

私どもも、実は昨年、北海道のこうした検討の課題を、今こういう検討をしておりますということで、各担当者の意見も聞きたいという事前の打診もございました。それで、北海道は、この給付制度に関する検討会議というものを、北海道、それから市町村の代表を含めて検討会議の場を持っておりますが、それとは別に個々にそれぞれの担当の中で意見をいただきたいという話でありました。私どもとしまして

は、制度を拡充する部分については、ぜひそうしてほしい。それから、受給者の一部負担の導入については、財政事情が許すのであれば、そういった切り捨てをしないでほしいということも意見として申し上げてまいりました。今年に入りまして1月の末であります、概要がまとまったので説明会をしたいという話でありまして、私どもも担当者が参加をしまして、道の説明を聞き、私どもの意見を申し上げてきたということでもあります。

それで、北海道は、先ほど質問者おっしゃられますように、非常に厳しい財政事情の中で予算を削減せざるを得ない、こうした背景の中で今回の問題が提起なされてきているという中では、私どもも、質問者は以前から言っていられっしゃいますけれども、これは都道府県と市町村の事業ではなくて、もう国の制度として全国の中で制度化していくということが問題解決の最短距離ではないのかという受けとめ方もしております。現状、北海道と市町村、全国でいいますと都道府県と各市町村が実施をしているこうした福祉・医療の制度については、都道府県の財政が厳しいという中では同じような厳しい事情があつて、制度を安定させるために、制度をなくすということではなくて、継続させるためには、一部負担もお願いをしながら制度を維持しなきゃいけないという事情については、同じ事情の中で進んでいるのではないかという認識であります。

先ほど町長の方からも答弁をさせていただきましたが、今回は非課税世帯の方々については従来どおり影響がないという内容であります。課税世帯に該当される方、現状で推計をさせていただきましたが、重度医療と母子医療で1,330万円を超える自己負担が見込まれるという推計になりました。

重度心身障害者の方々には、私ども受診状況を見ますと、ほとんどの方々が毎月、医療機関にかかっている。そういう意味では、非常に今回の、通院で1万2,000円、入院で4万200円ではありますが、この負担というのは、現状からいいますと重い負担になってくるということについては、そういう認識であります。ただ一方、老人保健の課税世帯の方々、同じ額で今負担をしているというレベルの話で申し上げますと、やむを得ない範囲の負担の額と言わざるを得ないのかなというふうにも思っております。

先ほど町長の1回目の答弁の中では具体的に触れておりませんでした。今まではこうした福祉・医療の給付そのものは、初診料だけを支払いをして、あとは自己

負担は一切ないという形で、いわゆる現物給付という言葉を使っておりますが、そういう給付をしてまいりました。今年の10月以降は、制度の見直しの中で現物給付ができない。いわゆる一時1割の立てかえ払いをしてくる。その立てかえ払いをした分を私どもの方で1カ月分まとめて、限度額を超えた分をお返しをするという方式になります。

この方式は、今、老人保健の限度額負担の方式と同じになるのでありますが、そうした受給者の方々の月々の負担、それから私どもの方でいいますと、毎月かかられたデータを国保連合会を通していただけるように今進んでおりますから、国保連合会から個人別の1カ月まとめたデータを集計をして、あなたについては幾らの該当金額が出ましたという通知事務も含めて、実は事務処理の見直しもしていかなきゃいけないということでもあります。そういう意味で、私どもも、制度改正までまだ時間ありますが、急いで体制整備も含めて検討していきたいというふうに思っているところであります。

質問者言われるように、北海道に対して強く意見を言ってほしいという中身につきましては、先ほど冒頭申し上げました北海道に何とかしてほしいという視点ではなくて、私どもは国にこういった制度をきちっと確立をすべきだということで、北海道と一緒に立った立場でぜひ声を強くしていく必要があるだろうという視点で、管内の町村との足並みも含めた形の中で今後意見を申し上げる、あるいは具体的に展開をしていくことについての検討をしていきたいというふうに思います。

議 長
14 番

14番、田宮議員。

では、最後の質問をいたします。

1つは、国庫補助・負担金の削減にかかわって、もう一つの側面から見ますと、保育所運営負担金が削減されたということで、削減というのは一般財源化されるわけですね。一般財源化されるけれども、結局、今までの国庫負担と同額が来るというものではないんだということですね。その不足分がきちんと補われるのかどうか。所得譲与税以外については交付税で見ると。少なくとも平成16年度についてはそういう措置をとるといふふうに国が言っているようではありますが、どうもお話を伺っていると、そうでもないようだ。その辺のことをもう一度お伺いしたいのと、結局そのことは保育所のサービス内容が低下をしていく、あるいは保育料の引き上げにつながる、こういう住民負担がふえるような傾向で今後やっていくお考え

になるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいのであります。

これは今、保育所運営負担金について申し上げましたが、これが一番影響が大きいものですからね。そのほかについてもいろいろあるんですが、まずそのことについてお答えをいただきたい。

合併の問題については、私は自立を考えていただきたいということを強調しているわけであります。そのために私は、合併した場合にはどうなる、自立した場合はどうなるということについてシミュレーションをされるというふうに向ったと思いますが、やはりそういうことについて、きちんとした情報を町民の皆さんにお知らせをする、その上で判断をしていただくということが大事なんです。その点について、自立でいくというのは私の考えを強調して言っているわけですから、ぜひその方向でいっていただきたいというふうに思いますが。

それから、道の医療給付事業の問題については、いろいろありますが、重度心身障害者に一番大きな影響がいくというのは、ご答弁にありました。具体的にこの中の人工透析を受けておられる方、数はそう多くないようですが、住民税課題世帯については1割負担ということになりますね。ただ、福祉法でいう更生医療機関にかかった場合には今までどおり無料と。

問題は町立病院なのでありますが、町立病院は更生医療機関の認定というんですか、資格というんですか、受けていない。これについては、早急に更生医療機関の認定を受けるようにしていきたいと、先日、病院の方へお伺いしたときに、そのようなお話を承っておりますが、この点についてきちんと議会でご答弁をいただきたいと、こんなふうに思います。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

国庫補助・負担金の一般財源化に伴います関係について再度お答え申し上げますけれども、この内容については、基本的に、先ほども申し上げましたけれども、地方交付税措置をするということについては、国もそうおっしゃっておりますけれども、この財源的な、特に保育所を含む厚岸町の減額状況を見ていただきたいんですけれども、これらについて見ていただきますと、実は国の予算からすると、所得譲与税の額を見ていただければわかるんですけれども、減っていないんです。厚岸町のもらっている額は減っていますけれども、実は総体としては所得譲与税でこの国庫補助・負担の一般財源化は、財源的にはプラス・マイナスにするような形の中で、

質問者おわかりと思いますけれども、措置をされているということでもあります。

しかしながら、こういう1万人ぐらいの町の段階で、人口規模で所得譲与税は決められておりますから、それで2,000万円しか入ってこない。保育所をたくさん持って今まで補助・負担金で行ってきているところについては大きな痛手を受けているというのが、この保育所の状況であります。ですから、こういう町には、平たく言いますと、1つないしは1.5と言ったら語弊がございますけれども、この町に1つぐらいの保育所しか、1万人の町には認可保育所は1つしか基本的には、基準的には配置の計算になっていないというふうに私どもは認識しております。

ですけれども、こういう町の形態を含めてありますから、住民サービスでそれがどうなのかということは別でございますけれども、そういう中で、大きな総体的な論議の中でこの一般財源化、財源移譲がされているということでございますので、そこがこの町に置きかえると大変な状況になっているということでもあります。ですから、それらの内容が基本的に地方交付税で措置されるということになっておりますけれども、これが現実的にはきちんと今までやってきた財源措置が補填されるかということは、我々はそういうふうに考えておりません、できませんというのが実態であります。

ですから、そういうことにおいて国は、この認可保育所についての基準がございますから、基準を守りなさいということをおっしゃっております。いわゆる配置基準もございますし、いろいろな意味での、保育所を行う意味での児童に対するサービスの状況の基準がございます。ですから、私どもといたしましては、この16年度予算を組む段階でかなり議論したわけがございますけれども、16年度についてはこの基準を守っていくということで予算措置をしております。大変厳しい予算措置になりましたけれども、そういう状況でサービスの低下はしない。ただ、将来的にどうなるのか、これがまたまたやられるとどうなるのかということは、将来的に約束するものではございませんけれども、16年度に限りこれをきちんと守っていこうという方針で進めております。

保育料の引き上げについても、実は財政当局としてはいろいろな意味で、これも国の基準がございます、基本的には国の基準まで至っていないということも、までの保育料をいただいているという経過もございます。しかしながら、こういう厳しい状況の中で、それが住民負担をしていただけるのかという議論はまだ

しておりませんし、これは今後の中で議論をしていかなきゃならないことなのかな。上げる上げないということを含めて議論をしていかなきゃならないことなのかな。今後こういうことがさらにされていくとなると、そういうことも含めて議論をしていかなければ、保育所の維持ができないということも一つにはあるということでご理解を願いたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、これらのことについて交付税の中できちんと見られているということに総体的にはなっておりますけれども、個々の状況に置きかえていくと、平たく言いますと、地方から大都市の方のシフトの財源の移譲がされているというふうに私どもは感じております。

それと、合併の関係でございますけれども、これらについては、いずれにいたしましても、きちんとした情報ということを今、作業中でございますので、これらのものが出た段階で議会、町民の皆さんにお示しをしながら、またこの後、今年度は町民との懇談の場もありますので、そういう中できちんとこれらの状況をお知らせしながら、町民の意向というものを探ってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

更生医療の関係についてご答弁をさせていただきます。

ご質問者からも今ありましたように、北海道からの要請を受けて、実は今、準備にかかったところであります。この内容につきまして検討させていただきましたけれども、医療機関としての病院の内容についてはクリアできる。問題は、主に担当する医師の問題でありました。今日まで更生医療の指定を受けられなかったのは、やはりここに経験を有する医師がいなかったところに指定がとれなかったということがはっきりしてまいりましたし、幸いにして本年1月から常勤医として勤務いただきました内科医がこれまで人工透析の経験を有しておりますから、今、証明できるところへ問い合わせをしながら準備をしているところでございます。

仮にこれで指定を受けましても、この医師がいなくなった場合どうするんだという問題も一つは抱えておりまして、そう考えると私どもとしては、実際にこの人工透析の業務に今いらっしゃる医師の皆さん方がかかわっていただいておりますし、そう考えますと、やはり長く人工透析にもかかわっていただけるということにしていかなければ、せっかく指定を受けたけれども取り消しになってしまう、そんなこ

とも実は心配をしなければなりませんから、この辺も十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

当面、今申し上げたこの1月から常勤医に来ていただいている医師を中心に申請を出して、道からの指定を受けたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長 以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

ここで議員の皆様にお諮りいたします。

一般質問の順序は、厚岸町議会議会運用内規61にありますとおり、通告順によって行っており、次は11番、岩谷議員の一般質問の順番ですが、佐齋議員から通院のため一般質問の順番の繰り上げについて申し出がありましたので、通告順9番目、15番、佐齋議員の一般質問を繰り上げて通告順6番目に行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、15番、佐齋議員の一般質問は、通告順を繰り上げて通告順6番目に行うことに決定いたしました。

それでは、15番、佐齋議員の一般質問を行います。

15番、佐齋議員。

15番 質問申し上げる前に、議員の皆さん方に一言お礼申し上げます。今定例会の一般質問の順番を議員各位皆さん方のご理解のもと繰り上げていただきましたことに対して、厚くお礼申し上げたいと思います。

それでは、質問いたします。

平成16年度第1回定例会に当たりまして、さきに通告してありました3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1番目といたしまして、町内の若者の雇用について町としてどのような対策を考えているのか。

これにつきましては、平成14年12月に厚岸町雇用対策連絡協議会が設立されたが、その後どのようなになっているのか。また、町みずから積極的に若者を雇用する考えはないのか。そのために町職員、特に管理職員の共働きの見直しを考えていないのか。

議 長
町 長

2つ目といたしまして、町内の公共工事業者のランクづけについてでございます。現在、厚岸町のランクづけは、北海道の工事ランクに準じて決められていると思うが、厚岸町独自のランクづけを考えていないのか、お伺いしたいと思います。

3つ目といたしまして、市街地に福祉住宅を建設する考えはないのか。

現在、宮園団地には70歳以上の老人は29戸、身障者が4戸入居されているが、病院あるいは商店街から遠く不便を感じているので、町としてはどのようなお考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

町長。

15番、佐齋議員の質問にお答えをいたします。

最初に、町内の若者の雇用対策のうち町が行っている対策について、平成14年12月に厚岸町雇用対策連絡会議が設立されたが、その後どのようなになっているのかとのお尋ねでございますが、厳しい雇用情勢を受けまして厚岸町雇用対策連絡会議を、町内の商工会、漁組、農協、金融機関、建設業協会、水産物買受人組合及び高校を構成団体として、昨年の高校生の就職解禁日から6日過ぎた7月7日に開催しまして、参加された各関係機関の出席者の方々に新規高卒者の地元への就業について協力と支援をお願いする一方、その後も両校と密接な連絡と情報交換をするなど、その対応を重ねてまいりました。

この成果としまして、今年卒業しました地元の高校2校の就職内定状況は、3月5日現在、潮見高校につきましては、就職希望者42人に対し就職内定者は26人の内定率61.9%でありまして、このうち地元への就職内定者は16人となっております。一方、水産高校につきましては、就職希望者17人に対し就職内定者は16人の内定率94.1%でありまして、このうち地元への就職内定者は4人となっております。

なお、この就職未決定者につきましては、3月に卒業を迎えたわけではありますが、今後も両校と連絡会議を通し就職情報を提供し、さらに町としまして就職活動、特に地元への就業を支援してまいりたいと考えております。

次に、町みずから積極的に若者を雇用する考えはないのか。そのために町職員、特に管理職員の共働きの見直しの考えはないのかとの質問であります。民間企業など他の職域の例に漏れず、厚岸町の職員の中にも夫婦で勤務している者がおります。

共働きの見直しといたしますと、共働きをやめさせることができないのかということになるかと存じます。現代社会における雇用関係につきましては、一人一人の職員を平等な職員として扱い、夫婦、兄弟などの身分の存在をもって差別してはならないとする平等取り扱いの原則があります。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律、いわゆる男女雇用機会均等法第8条第1項で、事業主は、労働者の定年及び雇用について、労働者が女性であることを理由として男性と差別扱いをしてはならないと規定されておりますし、また同じく第3項では、事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産したことなどを理由として解雇してはならないと定められています。さらに、第2条第2項では、事業主並びに国及び地方公共団体は、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならないと規定されており、町職員同士が婚姻したことをもって差別的扱いや解雇などはできるものでないと解しています。

一方、夫婦などの関係があっても、職務上においては双方の関係は他人であるとの原則があり、公私混同は許されていません。共働きの者であっても、一人の厚岸町の職員として、その職務遂行に一生懸命取り組む姿勢を平等に評価をすべきものであり、これからもこの考えのもと、今日の地方自治体が置かれている厳しい時代を乗り切るため、在職する全職員の意識改革を促してまいりたいと存じます。

続いて、2点目の町内公共工事業者のランクづけについてのご質問にお答えをいたします。

厚岸町は、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定による一般競争入札または指名競争入札に参加する資格は、北海道における工事予定価格に応ずる等級区分及び工事業者の資格格付を参考に定めております。

指名選考に当たっては、地元業者の育成に努めながら、指名の基準に基づいて履行ができる範囲で、北海道格付の1段階上位の範囲内で、技術などの内容を勘案し、指名業者を選考しております。

現在、北海道の格付は、従来5段階あった格付が平成13年度から4段階となり、そのランクに基づいて発注標準額が示されております。町としては、公共工事発注に当たって、ランクだけでなく、指名競争入札参加指名基準の設定についての共通基準を遵守し、対応しております。

近年、町ばかりでなく、国・道の財政事情や制度の見直しにより、公共工事が著

しく減少傾向にある中では、発注標準額に大きくこだわらず、地元業者などの受注機会、技術力を勘案し、指名選考しているところでもあります。

独自のランクづけによる発注標準額を町が設定した場合、その年の工事発注内容や発注量によっては受注機会がなくなる業者も想定されることから、北海道の格付を準用することにより調整機能を働かせ、当面、現行の方法で進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市街地に福祉住宅を建設する考えはないかのご質問にお答えをいたします。

現在、福祉住宅という個別の制度はありませんが、公営住宅整備の中で老人、障害者、母子などに向けた住戸の整備が可能であります。しかしながら、団地の維持管理上では、入居者の方々がお互いに協力して玄関や廊下といった共用部分の清掃及び建物周辺の草刈りや除雪などを行うことが必要になり、高齢者や障害者の方々だけが居住する場合、これらの維持管理作業が難しくなることや、災害時の避難を補助する人がいないなどの問題があるため、専用の住宅整備は難しい面があります。

厚岸町では、平成14年、15年度において、住宅マスタープランの策定にあわせて公営住宅ストック相互活用についても計画中であります。この中では、既存団地の建てかえ事業や改善事業にあわせて、各団地で高齢者対応や障害者対応に配慮した住戸の整備を計画中であります。

また、町中への住宅の展開については、公営住宅として整備するには一団の敷地が必要で、確保が難しい問題もあり、民間活力を模索しながら今後も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長
15 番

15番、佐齋議員。

それでは、2回目の質問をいたします。

1点目の若者の雇用対策についてでございますが、私は15年3月議会にも同じような質問をしているわけでございます。そのときにも、これ今見ましたら、就職率は大体同じような、今、町長が言われたのと同じような状態でございます。

ただ、せっかくこういう会議をつくって、ただお願いする、お願いするでなく、今、民間自体も大変状況が厳しいわけでございます。民間が雇用する場合に、退職しなければ、かわりを雇用できないような状態。逆に、リストラかけて、再雇用で

きないというような今、状況になっているわけでございます。そういう点から、私が言うのは、町が積極的にそういう若者を採用していくことによって人口増にもつながるのではないかと。

マスタープランを見ますと、厚岸の人口は何十年後には1万人になりますよという取ってつけたような数字が出てきます。ただ、それに対して、そうしたら、どのようにしたら減らないで、ふやす対策するかという言葉が出てきていないんですよ。

それと、2つ目の職員の共稼ぎは、これは確かに法律的にはできないの、わかっております。わかって聞いています。ただ、民間ではやっぱり、特に銀行さんあたりはかなり厳しく、特に夫婦間の共稼ぎは同一銀行には勤めさせないとかという、いろいろありますね。

今、町の職員についてですね。それと、前回にも聞いたときに、たしか40組くらいと言っていましたけれども、現在はどのくらいいるのか。特に、そのうち管理職はどのくらいいるのか。その辺もしわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

この中で、私は決して共稼ぎをやめさせて、なくせということじゃなく、今、町でも若い人、パートを使っていますね。それであれば、今、国でもワークシェアリングって仕事を分け与えるような形をやっていますから、そういう形の方をお願いして、逆転させるような形ができないのかなと。例えば、今のある程度年配の方の給料であれば、若い人が2人も3人も使えることになるんですから、そういう人たちを使って、逆に今のそういう人たちをパートでも登録させて、そうすればプロですから、どの課でも何かあっても使えると思うんですよ。そういう形にできないのかということなんですね。

それから、地元の工事でございます。これは、管内のよその町ではどうですかね。町独自でそういうランクづけのところがあれば教えていただきたい。それとまた、いろいろ都合、不都合あると思うんです。その辺の状況がわかれば教えていただきたい。

ただ、私が言うのは、私もこの商売30年になります。30年間いろいろ建築屋、土木屋にお仕えさせていただいています。ただ、先日も資料を出してもらいましたけれども、いろいろ見た中で、何というんですかね、同じ業者が地元の仕事をたらい回しという言葉は悪いんですけども、町民からそういうふうな形が見られるとい

う声があるんです、例えば大きい工事が。そのときに、地元の例えばA業者がやるには、地元のC業者とジョイントを組ませて、くみ上げるということをしていないのかということです。そういうことを言っているんです。

結局、大きい仕事はAランクがとると。仕事がなくなる、今回のように厳しくなると、先日もいろいろ前回資料を出してもらいました。いろいろな仕事の、例えば鉄骨なんかだからC業者、D業者できないんだということであれば別かもしれないけれども、見ると、Aランクの業者が90万円とかって100万円以下の仕事もやっているんです。そうした場合に、下のC、Dランクの業者はどうするんだということです。仕事がなくなれば、どんどん上の方が下がってくると。下の者は仕事、今もないんですから。あるとき大きい仕事をどんととっておいて、仕事がなくなったら下の仕事もとるようになれば、そうしたら今まで一生懸命頑張っている下の業者はどうするんだと。

だから、道に準じてそのような経営審査なんかあると思うんです。確かにそれはあります。ただ、資格というのは自分で努力しても取れます。だけれども、実績というのは、これは仕事をさせないと取れないものなんです。それがやっぱり行政の指導の仕方でないかと思うわけでございます。

それから、福祉住宅、これについても私、13年9月議会でもって質問しております。そのときも、中心市街地活性化基本策定事業の中で、今後検討してまいりますという答弁でございます。今回見ますと何か同じような、ただ市街地でなくマスタープランですか、同じような答弁なんですけれども、確かに老人とか身障者の場合、災害があった場合大変、確かです。町長が言うように、いろいろな面で不便を感じることはあると思いますけれども、ただ現状の場合、宮園団地、あの辺は病院あるいは商店街からかなり離れているわけですね。そして、足がないわけです。車のある人はいいんです。買い物したい、例えば病院に行くといったって、なかなかすぐ行かれないような状態です。

それと、よくヘルパーさんに聞くんですけれども、公営住宅をつくっていただいたんだけど、前にもたしかある議員から質問出たんですけれども、灯油なんかの場合でも、あそこオイルサパーないものですから、5階はエレベーターありますね、3階はないです、結局ポリタンクを持って上がる場合、それと部屋に行った場合、各部屋に90リットルのホームタンクついているんです。あのホームタンクとい

うのは、ただそのままボンと置いても、今のストーブは電磁弁で引っ張りますからいいんですけども、古いストーブは落差で流れます。そうすれば、ただ置いても流れていかないんですよ。そうすると、ビール箱の空箱を置いて、それに90リットルタンクを置いてあるわけです。かなり高いですね。そうすると、ヘルパーさんが頼まれて灯油タンクに入れるに大変だと。灯油、あれ18リットルで20キロか20何キロあるはずですよ。大変なんだという話を聞いていますね。だから、それであれば、そういうふうな福祉住宅をつくってあげた方が少し優しいまちづくりになるんじゃないかという考えでございますので、その辺を再度お答えをいただきたいと思えます。

議 長

総務課長。

総務課長

私の方からは、町職員の夫婦でのいわゆる勤務の状況につきましてお答えを申し上げたいと思えます。

まず、厚岸町におきます職員のいわゆる夫婦とともに勤務しているという職員の数でございますけれども、現在37組74名でございます。うち、いずれかが管理職という部分のご質問でございますが、それは11組という状況でございます。全職員の中では大体22.5%程度の占める割合。これは先ほどの管理職ということではなく、全体ということでございますが、そういうふうな状況でございます。

それで、他の職域等では結婚したら離れるというんでしょうか、そういうような例もあるようだというようなお話もされておりましたけれども、基本的にこの雇用関係というのは、先ほど町長の答弁の中でも申しましたように、法律の中で保障がされてございます。そういった枠組みの中でそれぞれ扱われているものというふうに理解しておりますし、企業などでも、あくまでも退職を希望する者の意思を尊重して行われているというふうに理解をしております。

厚岸町におきましても、一つの自治体といたしまして、やはり基本的人権の擁護であるとか実現、あるいは男女共生社会の実現であるとか、男女平等の労働条件等の維持あるいは向上であるとか、こういったような施策、こういったものを積極的に進めていくと、施策として進めていくという役割も当然持っているわけでございます。このような立場を持っている自治体といたしまして、やはり職員の採用であるとか、あるいは待遇等において、そのような男女間の差別であるとか、あるいは婚姻を一つの理由としていわゆる解雇するとか、こういったような行為はやはりで

きない、許されるものではないというふうに解釈いたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長
建設課長

建設課長。

私の方から公共工事関係に伴う地元業者のランクづけ関係でございますけれども、管内の独自格付があるのかという形では、釧路市と標茶町が行ってございます。ただ、いずれにいたしましても、ほとんどの内容そのものが、入札に参加するためには、経営事項審査という形の中で、会社の経営内容、それから当然そういう建設業関係の許可をとっていることも大前提ですし、さらには資本金であるとか従業員だとか技術員の数とか、そういうものが総体的になって点数がつけられます。それらの点数をベースにして、北海道に指名願が出ている方は北海道の格付になると。当然、釧路や標茶についても、道の格付、その経営事項の点数に基づいて、独自の市や町村の発注状況に応じて、若干でなく、地元の事業状況、仕事のあれによって、さらにちょっとプラスアルファしながらといいながら、大部分が北海道の格付と同じというか、そういう形になっています。大きくは経営事項の点数によってランクづけされてくるという形になってございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

厚岸町にとっても、当然、厚岸町に指名願、参加してきている中では、道の格付をとっていない方もございます。当然その中では町とすれば、その経営事項審査の点数を参考にして、道の格付の中に入れて指名選考させていただいているという状況でございます。

次に、特に建築の方の工事関係でございますけれども、このたび災害復旧工事が多く細かくございました。そういう中で、ほとんどの構造そのものがRCなり鉄骨という形の中のものですから、それらの施工となると、その技術力を持っているという形になってくると、当然大きな業者でなければ施工管理も含めてできないという形の中で、たまたま小さな工事であっても、そういう業者がとってきているという状況でございます。

それから、次に、JV、共同企業体の話で、AのランクがCを引っ張れないかという形の中では、仕事を覚えていってもらうためには、そういう形の配慮の中でのJVも当然考えなきゃいけないという形の中では、ただ、厚岸町の建設工事共同企業体の運用基準というのがございます。その中では企業体を組むのは同格か、さらには

直近、すぐ下かという形で、ワンランクあけて下から引っ張り上げるというような形は基本的にはできない形になってございます。

ある程度JV組むためには、経常企業体では1年という形の中で組んで、その年の仕事を一つの事業所としてみなしてやるわけですから、そういう工事が出る段階では当然配慮、仕事の受注機会の拡大と、そういうことも検討しなきゃならないという形で理解してございますけれども、現状の中で今、AとCをいきなりぐっと引っ張るという形は、その基準からいってまず難しいと。難しいというか、できないという形でございます。

次に、福祉住宅の関係でございますけれども、確かに質問者言われるとおり13年9月議会でも言われ、当時の中では当然公営住宅の整備の中でも、ちょうど今、6号棟の整備の中で障害者向けとか高齢者向けという形の中で住戸整備を行っていますし、さらには、その時点では中心市街地活性化の中で町中居住という形も一応出ておりました。

ただ現在、中心市街地活性化にかわる形の中では、やはり当然、今、質問者が言われるとおり、町中に老人も若者も同居するようなシステムが必要だろうという形で、それによって地域の活性化も必要だという話は当然、今の段階でも出てきております。住宅マスタープランの中でも、そういう意向は酌み取ってございます。

ただ、公営住宅の整備そのものだけで考えていきますと、先ほど言いましたように、公営住宅の整備も今、新規着手は難しい状況の中では、ストック相互活用計画という形の中で今ある公住、現在400戸管理しているわけですが、今後20年後に向けて住民が何戸になって何ぼの世帯になるのか。そのときの公営住宅のニーズはどうかということも含めて今、総合的に検討いたしまして、今ある施設の建てかえであるとか、そういうものを検討しながら、さらには後年次の方では、ある施設を改善するためには、当然高齢者とかそういう方に配慮した改善というようなことを検討しながら、今、活用計画をつくっている途中でございます。

その中において公営住宅の考え方は、今そういう考え方の中で整備して、それじゃ町中に公営住宅を求めるのかという形になると、一団の土地を求めたり、新たにそこに持っていくという形では、ちょっと今難しい問題がある。しかし、その中には民間の活力を活用しながら、例えば民間が建てて公営住宅として借りるといって、借り上げるという手法も現在はありますので、そういうことも含めて今後検討して

議 長

いきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

1 5 番

15番、佐齋議員。

最初の質問ですけれども、私は決して共稼ぎをやめさせれとか、今働いている人をやめさせてどうのこうのということじゃないと思うんですね。ただ、せっかくここに、厚岸に2つの高校がありながら、最近子供が少なくなりまして、少子化になって、今年も潮見高校もたしか65名くらいですか。120名の定員に65名くらいしか何かいないらしいです。せっかく2つの高校がありながら、卒業しても地元就職できないんだというのであれば、さっき言ったように、民間厳しい町みずからその人たちを積極的に使うような考えを持って。ただ雇用対策会議つくりましたと、組合にお願いしましたと。いやいや、そのところをお願いしましたじゃなく、やっぱり町みずから。

先日、私、標津の例も出したことあります。標津の小田切町長さんが、あの方もたしか役場出身でもって、労働部長か何か。1回落ちられて再度立候補して入った人でございますが、20名いたんです。私お願いしましたら、向こうの総務課からご丁寧に名前から年齢から、やめた方の職業まで全部書いて送ってくれました。そうしたら、20名のうち10名の方をお願いして、だんなさんが課長になったときに、課長になったときに、町の財政を考えてひとつ頼むと。それでもってやめていただいて、そのかわり地元の高卒の子を優先的に使うんだということで、20組のうち10組の方にご理解をいただいてやめていただいたというような書類を送っていただきました。私はそういうことなんですよ。

それと、さっき言いました、今、役所あたりもパートを使っていますね。若い人例えば10カ月、いろいろ使っています。そういう人たちを逆に本採用して、今の奥さんたちをお願いして結局パートでというかね。今、課長になると、金額言っておれなんですけれども、ある一般のサラリーマンから見たらかなり高額の給料をもらっていると思うんですよ。そうなった場合、やっぱりある程度、何というんですかね、お互いに譲る気持ちを持っていただいて、少しそういう考えを持って、厚岸町の課長さんはすばらしいなと、よその町と違うんだなというふうな、そういう考えを持っていただきたいなと私は思うんです。

それから、工事でございますけれども、確かに課長が言うのはわかります。私がさっき言ったように、資格というのは自分で一生懸命勉強すれば取れるんですよ。

だけれども実績というのは、よく聞くと、いやいや実績ないからとよく言われますよね。だけれども実績でも、自分でなかなか探そうと思ってもできない。やっぱり与えてもらってやるものなんです。資格は一生懸命勉強すれば取れます。

今教えてもらったランクづけを見ても、ただA、Bの業者だって、もともとA、Bの資格を取ったわけじゃないんですね。知っていますように、私も30年やりました。それにつき合っています。そのときに、大きい工事は釧路だとか大手、それからネコンあたりと組んでやっていたはずなんです。それで、ようやく地元で資格を取って、それだけ技術力を持っていろいろな経営審査されて、それで通ってA、Bになったと思うんです。なったら、やっぱりこの人たちが地元の下の業者をくみ上げるくらいの、そういうふうな器量があってもいいと思うんです。それを町として工事出す方にしても、それをきちっと指導していただいてやってもらわんと、いつまでたってもDはDだと、CはCだと。一部の者だけが上がっていいんだということにならないと思うんですよね。

ましてや、仕事がどんどん厳しくなって、なくなってくればなくなるほど皆さん大変厳しいと思うんです。やっぱりそれをお互いに分け与えて、ともに繁栄していただきたいということで私申し上げたんです。

確かにいろいろな経営審査、資格あります。それは、やっぱり町としては、こうなれば、こういう資格要るようですよと、これだけのあれが必要ですよというのを、きちっとそれを指導しながらやっていただきたいということでございます。

それから、福祉住宅でございます。

宮園あたりも福祉に優しい住宅ということであれしているんでしょうけれども、先日も町営住宅の団地の入居状況を調べてもらいましたら、130人ですね。金額はあれなんですけれども、総体的にこれが33億円かかっているんですね、解体費を除いて。

それで、その世帯所得によって、安い方もいれば高い方もいると思うんですね。私がちょっと計算してみましたら、33億円のうち半分は大体国庫補助ですね、15億円。あと起債が15億円、一般財源が2億円。計算しますと、単純に公住のこれを割ってみますと、33億円、単純な計算ですけれども、割りますと、130人で割ると、1戸の建物ですね、1戸の建物が2,500万円くらいになるんですね、公営住宅の建物が。1戸当たりの計算。すばらしい建物ですね。これ単純計算ですから、いろい

ろなものがかかると思うんですけれども。

そうした場合、さっき土地がないとかと言いましたが、たしか町長の行政報告の中にも、松葉町にもシルバーとかと何か話ありますね。だから、建てる人たちのいろいろなあれもあるんでしょうけれども、そういうときにシルバーだけでなく、高層でなく、低コストの低家賃で入れるような、そういう福祉住宅をつくってはどうかと提言したいんですね。そういうことを私は言っているんです。そういうことで、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

まず、若者の雇用との関連についてお答えをいたします。

若者が厚岸町、すなわち地元に着をしないということは、将来の厚岸町にとりましては大きなマイナスであります。場合によっては厚岸町の損失になる以上の、崩壊につながると言っても過言でないと思っております。そのためには、地元に着職を見つけ、若者に対して町は積極的に支援、協力をしていかねばならない。これは私の姿勢でもあります。

そこで、私が町長に当選をいたしました中で、将来の厚岸町を考え、また今日の経済状況を考える中で、町として何が支援、協力できるか。そのための組織が厚岸町雇用対策連絡会議でございます。平成14年12月に設立をさせていただきました。構成につきましては、先ほど私が答弁いたしました構成でございます。

そこで、私は率直にこの機会にお話をさせていただきます。私の考えていることと、その考えが乖離する場合があるということを、私は皆さんにお話をさせていただきます。

先ほど、厚岸町職員に対する管理職の共働きについてのお話がありました。担当課長からお話もございましたとおり、37組現在おります。なぜ多いのか。私は、他の町村と若干違う点があると思います。といいますのは、厚岸町の人口構成、さらにはまた厚岸町における町立病院、保育所、あみかがございます。結婚なされておる方々は、ほとんど相手は技術員であります。すなわち保健師、看護師、それと保育士ということでございます。そういう事情で多くなっているかなという私は思っております。

佐齋議員のご指摘ありますとおり、若者の就職、さらにはまた今日の厚岸町の財

政状況を考えると、佐齋議員の厚岸町を考える考え方に立つべき立場もあろうかと思いますが、私は厚岸町役場の首長であります。職員を大切にしながら、また職員が意欲を持ちながら厚岸町のために公僕という立場で働く環境もつくっていかねばならない責任があるわけでありまして、そういう意味におきまして、ただいまのご指摘についても考え方としては私は正しいのかと思いますが、町長といたしましては、そういう強制ができないわけでありまして、どうかその点については、ご理解をいただきたいと存じます。

また、次には、もう一つ、役場の職員採用に当たってのことです。私の姿勢は、できるならば地元から採用したい。ご指摘のとおりであります。しかしながら、私が町長になりましたから2回ほど職員の採用に当たりました。釧路管内の町村職員といいますのは、釧路管内町村会がまず1次試験をいたします。その中から厚岸町役場を希望する職員の第2次面接があります。そこで内定があるわけでありまして。

私といたしましては、できれば潮見高校、厚岸水産高校の卒業生を採用したいと考えております。ここが、私が以下言うことが大事であります。釧路管内の町職員の試験の結果、残念なことに地元の高校生が合格できないのであります。そういう点を考え、私も強く今、高校にお話ししております。この点を学校側としても十分に心得てくれと。せっかく私がそういう姿勢で臨んでいるにもかかわらず結果がそういうことであると、そういう実態もあるわけでありまして、どうかこの点につきましてもご理解いただきたい、かように考えております。しかしながら、私の姿勢は、できるだけ地元から採用という姿勢は変わるわけではございません。

続きまして、建設業者の関係であります。

私も、何度もこの議会でお話をいたしております。地元だから地元の企業に仕事をやるのは当然だ、私はそういう姿勢は甘えの構図であると。やはりこれからの時代は、仕事量も減少いたします。そういう中で、私は地元業者の育成というものも大事なことを考えております。そういう点におきまして、どうか、先ほど担当課長からもお話ありましたけれども、建設業者の経営能力と施工能力などにつきましても、より充実した評価ができる企業として発展をしてもらいたい、そのように私は考えております。地元企業の育成と、それと同時に、受ける方もそういう技術の向上等も図りながら信頼できる業者として頑張りたい、そのように考える

わけであります。厚岸町といたしましても、地元企業を優先に考え、そしてまた地元業者の育成に万全を期してまいりたい、かように考えます。

それと、高齢者住宅であります。

佐齋議員の質問を見ましたら、病院に近いところという質問の趣旨になっておるものですから、私といたしましては、病院が近いとなると、こちらの湖北地区かなという考えの中で答弁要旨をさせていただいたわけございまして、私といたしましては、市街地活性化の一つの一環としてこの高齢者住宅を建設をしなければならないという考え、先般の質問の中でもそのようにお答えをいたしているわけございまして、佐齋議員の趣旨については十分に理解できますので今後とも努力をさせていただきます、かように考えますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

議 長

以上で、佐齋議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

休憩時刻 12時06分

議 長

午前に引き続き本会議を再開いたします。

再開時刻 13時00分

11番、岩谷議員の一般質問を行います。

11番、岩谷議員。

11 番

私は、平成16年度第1回定例会において、さきに通告したことに一般質問いたします。

国の構造改革は予想以上に厳しさを増し、さらには小泉内閣による三位一体の改革の推進により、地方財政は危機的状況に至っている中で、厚岸町もこのままでは赤字団体に転落する状況にあり、早急に財政改革にあわせ組織機構の見直しを図る必要があると思ひ、次の質問をいたします。

厚岸町行政組織機構改革の見直しについて。

第1点目としまして町長部局の方へ、現在どのようになっているのか。まず、現状と見直しについて。アとしまして、現在、町長部局の定数についてどういうふうになっているのか、お教えいただきたいと思ひます。次に、早急に組織の改革を考えたかどうかということです。ウといたしまして、現在、職員の削減をとっているわけですが、今後はどのようになっているのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

次に、2点目として教育委員会部局の方に同じ質問になりますので、部局の定数についてどうなっているか、お知らせいただきたいと思ひます。

議 長
町 長

それから、3つ目といたしまして、収入役制度について将来どういう考えを持っているのか、町長様にお尋ねいたしまして、第1回目の質問といたします。

町長。

11番、岩谷議員の質問にお答えをいたします。

厚岸町行政組織機構の見直しについての関連の中で、最初に町長部局の現状と今後の見直しについてのお尋ねにお答えをいたします。

厚岸町職員の条例定数と実員数の現状について、まず数字でお答えをいたします。厚岸町全体では定数 363名に対し、実員は 325名であります。その内訳は、町長の事務部局で定数 208人に対し、実員 194名、町立病院の職員で定数85名に対し、実員69名、水道企業の職員で定数12名に対し、実員 8名、議会事務局の職員では定数及び実員とも 3名、選挙管理委員会職員は定数及び実員とも 1名、監査事務局の職員も定数及び実員とも 1名、農業委員会職員では定数 3名に対し、実員 2名、教育委員会及び教育機関の職員で定数50名に対し、実員47名であります。

町職員の定員管理につきましては、これまでもお答えしてきていますが、平成12年度に策定した第2次厚岸町定員適正化計画において、平成11年度 345名であった職員実数を平成12年度から5年間で8名を削減し、平成16年度には 337名とする数値目標を挙げて取り組んできております。この推移の中で現在の職員数は 325名であり、既に最終目標数値を12名上回る定員の削減がされており、この計画の最終目標年次の平成16年度には、さらに削減を図る予定でおります。

このように計画を上回る職員定員の削減を進めてきた背景には、ご承知のように、国の大きな政策転換により予想をはるかに上回る地方財政の悪化があり、より効率性を求めた民間業務委託などにも取り組んだことによるものであります。

また、私が町長就任後の政策目標の実現に向けた行政組織体制づくりもあり、平成14年10月には組織機構の見直し改革を行っております。この際にも厳しい局面を迎えている行財政状況を念頭に置いた組織体制としておりますが、この時点においても、今後、より厳しさの増すことが予想される地方行財政の環境を考慮したとき、体制のスリム化に向けた大きな見直しをさらに推進する必要があるとの認識に至っております。

特に、平成18年度以降、しばらくは2けた台の定年退職者が生じることになっており、このことから早い段階での大規模な組織体制の見直しとあわせた定員適正

化計画が必要であり、本年度中に見直し案を策定するよう努めてまいりたいと考えております。

また、職員の削減をどのくらいまで考えているのかとのお尋ねではありますが、当面は、この厳しい財政状況を乗り切るため、新規採用を退職者の3割程度に抑えてまいりたいと考えていますが、地方行政の執行に必要となる職員がいなければ、住民に対する責任がおろそかになることも明白でありますし、さきに申し上げたとおり、今後の事務事業の見直しとあわせた組織体制の見直し検討による定員適正化計画を策定する中でお示ししたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目の教育委員会部局については、教育長から答弁がございます。

3点目の収入役制度についてに関する質問にお答えをいたします。

収入役職務は、地方自治法170条にうたわれており、地方公共団体の会計事務をつかさどることになり、その内容は、1つ、現金の出納及び保管を行うこと、2つ、小切手を振り出すこと、3つ、有価証券の出納及び保管を行うこと、4つ、物品の出納及び保管を行うこと、5つ、現金及び財産の記録、管理を行うこと、6つ、支出・負担行為に関する確認を行うこと、7つ、決算を調製し、これを町長に提出することとされています。

近年、地方自治体の財政状況が厳しくなり、管内9カ町村で今後とも収入役を置くという町村は、任期の平成17年1月までのみを予定している弟子屈町のほかは、本町と釧路町となる見込みであります。

今、我が町にとって緊急課題は、財政構造の立て直しであり、安定化であります。赤字団体に落ち込まないようにするにはどうするかとの答えが求められております。私は、このような状況下にこそ、収入役に果たしてもらわなければならないべき役割はますます重要であり、最も必要なポストであると考えます。

平成17年度からはいよいよペイオフが導入され、公金管理と運用の自己責任の時代が到来します。これは金融機関に対する経営分析と判断を要するものであり、公金の運用責任と損失責任にかかわる重大性が増し、公金を善良に管理する注意義務を全うするための専門的・総括的なポストを必要とするものであります。

また、公金支出の適正化の要請が高まっている中、予算の執行を厳格・適正に審査する独立専門機関は必要であり、助役を初めとする私の補助組織や各委員会などと対等もしくはそれ以上の権限を持って業務遂行すべきポストであると考えており

ます。

さらには、三役の一人として、対外的な代理機能や行財政改革に関する政策協議上も、その必要性は大なるものがあり、助役ともども積極的に取り組み、収入役の本来業務をはるかに超えた業務をこなしております。加えて、釧路東部消防組合収入役としても相当な業務量を抱えており、以上のことから、他の町村はどうであれ、今後もその重責を担っていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

私の方からは、教育委員会部局の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

教育委員会事務局及び教育機関の職員については、さきの町長の答弁で申し述べましたとおり、定数50人に対し、実員が47人であります。この実員47人の内訳については、管理課、指導室、生涯学習課、体育振興課の教育委員会事務局が17人、給食センター、海事記念館、情報館、温水プールの教育機関が13人、学校が17人となっております。

平成16年度以降の職員数につきましては、教育委員会事務局と学校を除く教育機関の事務処理体制や管理体制の維持、学校に配置する公務補、事務生の現状を考慮しますと、当分の間47名で推移するものと考えております。

また、行政組織機構の見直しにつきましては、平成14年10月の町長部局における機構改革にあわせ、教育委員会でも未来を見据えた見直しを行ったところでありますが、その中で示している公務補の一元管理については、平成17年度実施をめどに検討を進めてまいりますし、そのほか、将来における課の統合などについても、その可能性や必要性を検討、協議していきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議 長
1 1 番

11番、岩谷議員。

この機構改革については、経緯については、大体、厚岸町では5年ころより機構改革を体制化して、大体8年度ころより地方分権が導入されて、一応体制が大きく変わったという状況になっているわけです。そして、13年度に若狭町長が誕生しまして、当然、一部の機構改革の手直しをしながら、地方分権にあわせた組織体制に入って現在まで来たわけですがけれども、先ほど前段で申し上げたように、要するに

三位一体の改革が打ち出された中で、当然14年度の機構改革が、さらに財政の厳しさが増して、これ以上もしいった場合には、さっきの赤字団体になるおそれもあるのかな。

そんな中で、急遽、組織の見直しを図ったらどうかということで、私は一般質問に立ったわけですがけれども、大変財政状況も悪化する中で、当然職員数についてもスリム化に向けて進んでいかなければならないという考えは、先ほども答弁の方にあったわけですがけれども、退職者におかれましては、14年度以降、18年度まで大体何人ぐらいの退職者の予定を見ながら、採用を何人ぐらい予定して今までできたのか。それちょっと、もしよかったらお知らせいただきたいと思います。

それと、管内における退職者の補充等について、もし把握しているのであれば。管内です。もしなければ……。ないですか。

(「はい」の声あり)

11 番

そうですか。それじゃ、そのことについては私の方からちょっと申し上げたいと思いますので。

私が調べた結果、それがいいか悪いかは、ちょっと私もわかりませんですがけれども、一応釧路町としましては3分の1程度の補充を考えているということ。それから、浜中町におかれましては、やはり3分の1程度で、16年、17年度については退職者はないと。それから、標茶町におかれましては、病院と介護施設には補充するけれども、事務職は7割程度、標茶では補充という言い方になっております。それから、弟子屈町については補充しない。阿寒町についても全く補充する考えはない。それから、鶴居村につきましては、5人退職する予定の中に1人の採用しか見込めない。白糠町につきましては、合併の関係で全く見通しが立っていないという状況です。それから、音別町におかれましては、技術職、看護師、それから保健師は補充と。事務職については、当面補充はしないという予定になっております。

これは私がちょっと調べた結果なんですけれども、これを見ますとき、それじゃ厚岸での採用予定者が先ほど言ったように、18年度まででよろしいですので、何人退職されまして、そして何人補充する予定があるのか。もしその予定があったら、お教えいただきたいと思います。

それから、教育委員会の方につきましては、教育長の方からる説明はあったんですけれども、一応今回の機構改革にあわせまして、今、教育委員会の部は3課1

室になっておりますか。そんな中で、もしスリム化を図っていくという状況にあるのであれば、私の考えとしては、統合という考えの中に2課制という考えになったときに、当然いろいろな問題が起きたときには、今までは縦割り行政の中で余りつながらないように私も思われながら、これをスタッフ制という導入を持ったときには、違う面でやはり皆さんの協力があるのかな。そんな考えの中で、今の3課制を2課制ぐらいの組織に縮小しながらやっていっては都合のいいものも出てくるんじゃないかと。これはあくまでも私の考え方ですので、もしそういう考えが教育長部局にあるのであれば、そこら辺についてちょっとお教えいただきたいと思えます。

それから、3点目の収入役制度について将来どう考えているか、これは町長さんに。

現在の収入役さんのいろいろな仕事の動向につきましては、私は今の収入役さんの、今までの経過から見ましても大変すばらしい収入役で、収入役以上の仕事をやっているというのも私も見ております。

しかしながら、今の財政あるいは機構改革の上からいって、各市町村を見たときに、当然、本年度は浜中、そして標茶町がたまたまちょうど収入役の定年にあわせて一応廃止という見通しになっているわけなんですけれども、あと阿寒町、それから音別、白糠ですか、これは合併ということで今、当然収入役制についてはとっていないというのが現状みたいです。

あと、残るのは厚岸町と釧路町ということになるわけなんですけれども、私から考えてみたときには、当然収入役の今の状態でいけば、廃止ということについては相当難しいのかな、私もそう思います。ですが、やはりこれらは隣町が廃止にしたから厚岸町も廃止せよということではない。ただ、やはり財政的な、そして機構改革の見直しを見たときに、将来については当然収入役廃止と、こういう方向に向いていくのかな。また、当然、私としては、そういうふうになってほしいなという考えでございました。

ですけれども、先ほど町長さんの方からる報告あったように、決して私は今の収入役さんをだめだとやら、どうこうということではございません。それなりの厚岸町のために、よりすばらしい、いろいろな仕事をやりながら、財政問題やら、それからいろいろな問題に取り組みながら、本当にすばらしい収入役さんということ

で、決して今の収入役さんがだめだから私は廃止ということではございませんので、その点、収入役さんの方も誤解のなさらぬように、どうか今まで以上に収入役の責務を発揮していただき、厚岸町のために頑張ってもらいたい。

収入役制については、これ以上、私は町長とはどうのこうのという考えはございません。

それで、第2回目の質問を終わりたいと思います。

議 長 町長。

町 長 私からは収入役問題についてご答弁をさせていただいて、あと、組織の見直し等に関する定員数の問題、退職者の問題は担当課長から答弁をさせます。

収入役、私の補助機関であります。助役ともどもであります。私も万能ではありません。いろいろと欠点もある男であります。しかしながら、町長というのは、その責任、極めて重いわけでありまして。しかし、独裁者であってはならないと思っております。助役、収入役それぞれの役割があるわけでありまして、やはり町長のチェック機関としての重要な役割もあると私は認識をいたしておるわけでありまして。そういう意味において、公正な行政運営を図る上において極めて重要な位置にある収入役を廃止する気持ちはございません。先ほど答弁をいたしましたとおりであります。

そこで、私が常日ごろ考えていることが、ある新聞に報道されました。私と同じ考えであります。紹介をさせていただきたいと思っております。

これは、3月7日の毎日新聞であります。お読みになった方もいるかと思っております。総務省の行政課はこう言っております。「行政改革の観点から助役などを置かない市町村がふえているのは確かだが、助役や収入役は行政運営に必要であり、行革の対象にすべきではない」、そういうコメントを出しているのであります。これは私と同じ考えであることをご紹介を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 総務課長。

総務課長 私の方からは、定数の推移等につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

ご質問者の方の推移の関係では14年以降ということでございますので、その数字で申し上げさせていただきたいと思っております。

13年の比較、これは4月1日現在の数字で申し上げたいと思っておりますけれども、一般職員の関係につきましては、13年 334名であったものが、14年4月では 327名、

マイナス7名でございます。平成15年につきましては、さらに325名ということで、マイナス2名という推移で来てございます。

それで、今後の予定でございますけれども、平成15年、間もなく終了するわけでございますけれども、この15年3月で定年を迎えられる職員が4名ございます。そのほか、年度途中におきまして希望退職した職員等々もございまして、また退職の希望を申し出ている職員も数名ございます。そういう状況の中で、現在、採用予定をしているのは2名でございます。

それから、今後の見通しということでございまして、質問議員さんの方からは管内の状況、非常に詳しくご紹介いただきましたけれども、厚岸町におきましても当面3割程度の補充という形の中で、現在、財政推計等もさせていただいているという状況でございます。

なお、この数字につきましては、先ほど町長の答弁の中でも申しましたけれども、ただやみくもに人数を減らしていくという形にはならないというふうに考えておりますし、当然、業務の状況であるとか機構をどうするのかという部分を考えて合わせながら、それとリンクさせながら考えていくべきものだろうというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、こういう状況ですし、人数の削減、こういった部分は避けて通れないものだというふうにとらえてございまして、そういった中で積極的に新しい機構改革、それから定員管理の計画、こういったものをつくり上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長
教 育 長

教育長。

教育委員会の関係でお答えいたします。

平成11年度に生涯学習部を社会教育課と統合して、現在の3課1室体制をとっております。教育委員会の大きな行事、大会等々ございますけれども、その中では社会教育、体育に限らず、管理課も含めて協力体制をとる中で、それぞれの行事、現在も推進してきております。

その中で、どれだけ乗り入れることが可能なのかを含めて、例えば体育と社会教育の部分の統合というのは検討していかなければならないことかなというふうに思っております。将来については、その点も含めて考えていかなければならない、かようには考えておりますけれども、現状の中では、現行体制の中で十分協力体制を

議 長

とりながら効率のよい行政を進めてまいりたい、かように考えております。

1 1 番

11番、岩谷議員。

まず、町長部局の方なんですけれども、今、町長部局はたしか12課ございますね。そんな中で、今後やはり機構改革の見直しということで、スリム化を図っていくということであれば、当然統合という言い方もあるのかな。そんな中で私、ちょっと提言になるだろうけれども、一応そういうふうにもスリム化に仮にした場合、大課制とやら、あるいは部長制、あるいはスタッフ制という、そういういろいろな制度があるわけなんですけれども、これがいい、あれがいいということではなく、恐らく町長部局としては、いろいろな考えの中にどういう制度がいいのか、恐らく今何か考えているのかと質問しても、恐らく答えが出ないだろうと。そんな中で私もいろいろ考えながら、当然財政の一番きつい中に、それじゃ組織機構をどういうふうにして改革したら一番いいのかという、そういうところに絞ったときに、やはりあのスタッフ制とやらとりながら、今までの縦割りから横のつながりを持ちながら、皆さんで協力しながら要するに厚岸町のこの財政を立て直していくのが建前じゃなかろうかな。そういう観点から一応私、こういうふうにして今回質問に立ったわけですからけれども。

たまたま二、三日前にある職員の方から大変うれしい言葉をもらいながら、ああ、まだ厚岸町の職員にもそれだけの気持ちを持っている職員があるのかな。といいますのは、大変財政は厳しい、どうするんだ、それじゃだめだと。我々がもし打ち出してくれるのであれば、所内の掃除もみんな自分たちでやろうと。そういう考え方もあるよと。そういう職員の方が私の方へ来ましてそういうふうにお話ししたときに、ああ、職員の中にもそういう考えのある職員がいるのか。すばらしいことだと。

それで、今、財政改革の中にも当然管理職絡みでもってほとんど固めておるといふ話を聞きながら、当然その職員の若い人たちにもそれなりにすばらしい考えの持ち主の職員もいるということで、今後やはりそういう参加の中にぜひ絞りながら、そういう若い人の考え方も導入させてみてはどうか、そう思います。

それから、教育委員会の方ですね。これについては、大変財政が厳しい中にスリム化を図っていく。だけれども、こう見たときに、そんなに人数的には減ってはございませんね。ただ、やはり当のいろいろな組織の中で例えばスタッフ制を導入したときに、たしかスケートリンクですか、隣町の浜中から、いやいや厚岸町は同じ

組織の中で何かやり方がまずいんだと。これらはやはり組織の中のそういう統合的なものがあれば、当然浜中町に笑われないで済んだのかな。残念なことに、そのとき私ふっと思ったんだけど、確かにそういう何というか、スタッフ制を導入しながらも、その協力の部分が若干欠けてあったのかな。

だけれども、これから今の厚岸町の財政を考えたときに、本当に国絡みで厳しい財政を打ち出されたときに、明日に転落してもおかしくないですよ。これは職員の皆さんが一人一人考え直し、意識改革をしながら、どうして厚岸町を立て直していくんだと。これは職員の皆さんも、それから我々議会も、それから町民の皆さんも一体になりながら厚岸町を立て直しをしていかなかったら、大変になると私は判断します。

町長から確かに財政は厳しい。厳しいと聞きながらも、たしか第2次厚岸財政運営基本方針が今年度出されましたね。この中に、当然赤字団体に陥っても不思議でないような考え方を持っている。それだけに今の厚岸の財政は厳しいです。本当に皆さん一人一人が意識改革を持ちながら、自分で思ったらば、いやいや、こういう仕事はおれの分野でないと、そういう考えでなくして、思ったときこそ隣に行っても、自分でもって手を汚しながらでも手伝ってあげるような気持ちを持ちながら、立て直しをしていただきたいと思います。

まず、今後、役場の職員の方々の本当に心温まる意識改革をもって、健全なる財政運営に向けていただきたいと思います。これについて町長に一言、強いお言葉をいただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

また、先ほど収入役さんの件につきましては、十分に私は収入役さんにつきましては、それなりの判断もごさいます。先ほど言ったように、厚岸町のために、よりますます頑張っていたきたいと思いますので、ひとつどうぞよろしく願いいたしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

その前に、質問の中で町職員に対する意識改革に関連する質問がございました。大変お褒めの言葉を受けました。私といたしましても大変うれしく思います。今日の厳しい時代にあって、やはり内部改革、すなわち町職員が町民に、最も信頼でき、町職員はよくやっている、その高い評価を得られるように、これからもさらに内部

改革を推進してまいりたい、かように考えております。

組織改革につきましては、ご指摘がございましたとおり、さらにはまた答弁で申し上げますとおり、この16年度中に見直し案を作成をいたしたい、そのように考えております。

やはり組織改革で最も大事なことは、これまで以上に町民の信頼にこたえられる町政を展開できる組織でなければならない、そのように考えます。そのためには、時代の変化に的確に対応できる組織、また各行政部門の連携と相互性を確保できる組織、さらには執行体制の簡素化・効率化を徹底した組織でなければならない、そのように考えておるわけでございます。16年度中に、ただいま岩谷議員からご指摘がありましたことも踏まえながら町民に信頼される組織構図をつくり上げてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長 以上で、岩谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

8 番 平成16年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいります。

まず初めに、我が町のまちづくりの指針であります第4期総合計画であります。

計画を制定した平成11年ころは、バブル後の景気低迷と国の膨らむ借財から先行きに暗雲が立ち込めていたものの、小泉政権が誕生以来、構造改革や三位一体などで財政を中心に地方自治を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。総合計画は今年で5年目、中間年を迎え、さらにはこの町のかじ取り役である町長もかわられ、改めて見直す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

国も地方も一斉に財政再建の大合唱です。その行き先は合併です。そのしわ寄せはサービスの切り捨てや増税で、大きなツケは国民負担です。企業バブルも銀行を中心に多くの国民の血税で救済しましたが、第二のバブルと言われる国・地方の負債は直接国民あるいは住民負担へさらに重い負担がのしかかり、これからの町はどうなるのかと言われます。負担ばかりが目立ち、まちづくりの先の柱が見えないと言われますが、その対応に何かいい知恵があるのか、お伺いいたします。

今は人も物もお金も地球上では境界や境目のないほどグローバル化し、特に経済においては、その加速はすさまじいものがあります。10年という歳月の長期見通し

は非常に難しく、仮に立案しても、ほこりのかかったものになりはしないかと懸念いたします。そのような中での我が町のまちづくりの指針とは今、何を指すのか、お伺いいたします。

次に、雇用対策について伺います。

この件に関して多くの方々、そして私も何度もお伺いしておりますが、その取り組みについては、ようやく緒についた感じがしますが、今ここでしっかりと取り組まなければ、若者はこの町からいなくなる、あるいは優秀な人材は流出してしまうという懸念がございます。

先ほどの15番議員さんからもお話がございましたが、いよいよ明年より高校の進学校は釧路管内一本となります。郡部からより市内校を目指し、より将来の進むべき道を定め、若者が市内校を目指すだろうと思われませんが、郡部校はよほどの特徴がなければ、常に定員割れを起こすだろうと言われております。

そのような中で、現在の町内の雇用情勢はどうなっているのか。そして、新たに厚岸町雇用対策連絡会議が設置されましたが、設置の目的である雇用にどのように結びついたのか、その成果のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、昨年、高橋北海道知事の誕生で、雇用創出が一番の至上命令としてアピールされておりました。我が町が道の進めてきた雇用対策にどれだけかわり、成果があったのかお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

8番、音喜多議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、第4期厚岸町総合計画の中間年を迎えた。小泉政権誕生以来、財政や政策的に大きく変化している。その情勢下で、我が町の指針とする「総合計画」を見直すべきでないかというご質問についてお答えをいたします。

地方自治法第2条第4項では、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定しております。この規定に基づき市町村は総合計画を策定しているわけではありますが、本町の場合、法に規定する基本構想で将来像を描き、また人口などの指標を定めるとともに、目標を達成するための分野別の施策のあらましを明らかにしております。そして、基本構想を受けて、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化した基本計

画及び、その基本計画で体系化した施策のうち主要な事業の年次計画を明らかにした実施計画から構成されております。

お尋ねの第4期厚岸町総合計画の見直しにつきましては、基本計画の期間の説明の中で基本的には平成12年度からの10年間としながらも、「経済社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ、中間年次に基本計画の見直しの検討を行うものとします」と記述しており、中間年次に当たる今年必要と判断すれば、見直しの検討を行うことになるわけでありす。

私から言うまでもなく、第4期厚岸町総合計画がスタートした平成12年度以降、地方自治体を取り巻く情勢は激変し、いまだ先が見えない状況にあり、市町村合併への圧力や国の構造改革による交付税の著しい減額などは予想をはるかに超えるものであります。そういう意味で、第4期厚岸町総合計画のうち、基本計画の一部について見直しの検討が必要かと思われませんが、第3節の行政運営及び第5節の広域行政については、市町村合併への対応の中で種々の検討が行われておりますし、先行きも全く不透明であります。また、第4節の財政運営につきましては、平成20年度までを見通した2次にわたる財政運営基本方針を策定し、総合計画の見直しという手法はとっておりませんが、実質的な見直しを行い、町民の皆さんにも逐次お知らせしているところであります。したがって、この時期に労力やその他のコストをかけて第4期厚岸町総合計画中の基本計画部分の見直し作業に入ることは適当ではなく、もう少し推移を見守る必要があると考えております。

次に、財政再建や住民負担等が目立ち、町民にまちづくりが見えないと言われるが、対策はあるか。また、流動する中での我がまちづくりの指針とはという質問であります。町政執行方針で若干触れましたので、それを補完する形になりますことをご了承いただきたいと思います。

地方分権の時代に入り、最近では道州制の施行という具体的な方針も出てまいりました。近年の地方交付税の大幅な減額などは論外としても、これからは国や北海道に多くを依存する財政運営は終わりを迎え、厚岸町の真の自立が求められる時代になると考えております。そのためには、まず地産地消など地域の資源を地域で加工して地域で消費するという取り組みを活発にし、原料輸出型中心の経済活動に地域完結型経済活動を加えて産業構造を厚くし、雇用の創出と所得の向上に努め、自主財源の確保を図ることです。

さらに、行政サービスにおける住民と行政の関係や役割分担について、従来の慣習にとらわれず見直していくことが重要だと考えております。行政は、本来、主権者の住民から公的サービスを任された代理人であります。しかしながら、これまでは行政が権力や権限を行使して住民生活に大きな影響力を持ってきたため、住民は納税者でありながら、公的サービスのお客さんとして多くを役場に任せてきたという歴史的な経過があります。この関係を、住民と行政が対等の立場で連携する協働の関係へと変えていかなければなりません。既にそれは始まっており、すぐれた取り組みも生まれておりますが、さらにお互いが情報提供の質や量を高め、自治会、各種住民組織、特定非営利活動法人、民間事業者などと連携し、協働の取り組みの分野を広げる必要があります。

協働の取り組みは、住民参加を経費的参加から実質的参加へと高め、行政サービスの質的向上と経費の削減にも寄与することができるものと考えております。しかし、町職員にもパートナーとして対等にやっていこうという時代の要請には抵抗感があり、一方、住民の側にも、協働の取り組みを拡大すればするほど、見解の相違や一時的な対立のため合意形成に時間がかかるという問題も残りますが、それは覚悟の上で、本町の持続的な発展のために乗り越えなければならない課題として、試行錯誤を積み重ねながら良好な仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の雇用対策についてお答えをいたします。

最初に、町内の雇用情勢はどのように把握されているのかとのお尋ねですが、我が国の経済情勢は長期にわたり景気の低迷が続いており、雇用情勢についても完全失業率が高い水準で推移するなど依然として厳しい状況にある中で、当町の雇用情勢は、長引く景気の低迷に加え、地元経済に大きな影響があります公共事業の減少で一段と経営環境の悪化が予想され、引き続き厳しい状況が続いています。

このような町内における厳しい雇用情勢の把握については、管内唯一の雇用関係の情報を持つ釧路公共職業安定所からの情報に頼っております。

ちなみに、1月末の釧路管内のハローワークレポート資料によりますと、釧路管内の有効求人倍率は0.42倍と、前年の同月対比で0.03ポイント上昇しているものの、景気の先行きに対する不透明感が依然として強く、このことから雇用情勢は厳しい状況が続いているところがございます。このデータが唯一町内の雇用情勢を把握できるものであります。

次に、「雇用対策連絡会議」が設置されているが、活動の成果はどのようにのお尋ねであります。このことについては先ほど15番、佐齋議員からの質問がございましたので、重なる点もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

厚岸町雇用対策連絡会議については、平成14年12月4日、町内の商工会、漁組、農協、金融関係、建設業協会、生産物買受人組合及び高校を構成団体として、新規学卒者を含めた求職者の地元への就業について、各関係機関と雇用についての情報交換を行いまして、就業先の確保を目的に設置されております。

この連絡会議については、昨年の高校生の就職解禁日から6日過ぎた7日7日に開催しまして、参加された各関係機関の出席の方々に地元への就業について協力と支援をお願いしたところであります。

その成果としまして、今年3月に卒業しました地元の高校2校の就職内定状況は、本年3月5日現在、潮見高校につきましては、就職希望者42人に対し、就職内定者は26人の内定率61.9%でありまして、このうち地元の就職内定者は16人となっております。一方、水産高校につきましては、就職希望者17人に対し、就職内定者は16人の内定率94.1%でありまして、このうち地元への就職内定者は4人となっております。

なお、この就職未決定者につきましては、既に卒業を迎えたわけではありますが、今後も両校と連絡会議を通し、就職情報を提供。さらに、町としましても、ハローワークとの連携を密にして求職者へ雇用情報を提供するなど、就職活動を支援してまいりたいと考えております。

最後に、新たに北海道が進めてきた雇用対策、雇用創出等で我が町にかかわったものはあるかのお尋ねですが、まず緊急地域雇用創出特別対策推進事業に取り組んでおります。この事業は、北海道緊急地域雇用創出特別対策基金を財源として、当該事業に要する経費を補助することによりまして緊急かつ臨時的な雇用、就業機会の創出を図る事業でございます。厚岸町としても、このような厳しい雇用情勢から事業採択を受け、平成12年度から事業を実施しているところでございます。

なお、この事業は、平成12年度から平成15年度までの4年間で10事業を実施しまして、42人の新規雇用が図られ、事業費は4,146万6,928円で事業を執行しております。

また、この事業として、平成16年度も平成15年度同様、障害児指導員配置事業及

び河川周辺の森林整備事業の2本を予定しており、5人の新規雇用が図られます。

また、北海道の重点施策の一つであります一村一雇用おこし支援事業に取り組んでおります。この事業については、まちづくり、地域おこしに関連した新規開業または新規事業を民間や民間非営利団体（NPO）が行って、新規に住民らを雇用した場合、その事業費に道が助成する仕組みであります。この一村一雇用おこし支援事業は、新規開業または新規事業展開により新たな雇用を創出する事業が対象となり、実施期間は平成15年度から18年度までの4年間となっております。

この事業の取り組みとしましては、昨年7月に設立された畜産サービス業を営む町内尾幌の有限会社デイリーサポートがこの事業での支援要望を行いまして、釧路支庁管内の3事業所とともに北海道から10月24日に認定されております。

なお、この支援事業によりまして2人の雇用が図られ、助成額は199万3,000円となっております。

以上でございます。

8番、音喜多議員。

議 長
8 番

ただいま1回目の答弁をいただきましたが、今、答弁の中にございましたとおり、基本計画そのものは、つくった時点では先行きは厳しいなど、こういう形でいくのかなというふうにある程度懸念はしてはいましたけれども、小泉政権の誕生で、今お話しされたとおり、財政を中心にがらっと変わってきているというか、今までの計画も先行き縮小しなければならないというか、そういう状況に現在は至っているわけです。

計画そのものの土台は、今、答弁の中にもありましたとおり、国の21世紀のグラウンドデザイン、いわゆる構想計画と言われております、そこから始まって、北海道は北海道開発局から北海道第3次長期総合計画だとか、あるいは管内の市町村圏の事業もこういった形でそういう計画を練ってきています。

厚岸町も、上部から見ますと少しはおくれて、2000年ちょうど、厚岸町が100年を迎えた年に改めて作り直したわけですが、その計画がこれからの厚岸町を守っていくというか、町民の皆さんにそういうお示しをして、さあこれからという。ちょうど水産に関しては、カキ類も非常に評判が上がってきた時期、そういった中で、酪農も大規模に変わりつつあるという、町をつくっていく上では非常に効果的な時期ではあったんですが、それが今日まで右往左往しながら、そういう悪条件を払拭

しながら今日までやってきていますが、今ここへ来て、かなり財政を中心にして縮小というか、そうせざるを得ないと。そういう意味では、今答弁にあったように、身の丈に合った計画を改めて出されたらどうかと。その方が、大きく広げるよりも、むしろ町民の方がわかりやすいのではないのかと、私はそのよう思うんです。

今、盛んに、先ほど答弁の中にもございましたが、いわゆる住民、いわゆる国民の負担の方が先に目立っている。答弁の中では、いつしかそういう国民はというか、住民は与えられる側に立っているという答弁の形になっていますが、いかんせん今日までそういう形にしてきたというか、そういう姿にしてきたというのは、これもまた逆に言えば行政の一つの責任でないのかなというふうに思いますが、いずれにしても、この財政の厳しい中で、いわゆる暗いトンネルの中の先が見える町のつくりというか、町の考え方はこうだと、若狭丸に乗ってこの先を進めば明るいあれが見えるということまでいくのかどうかわかりませんが、いずれにしても、ここを歯を食いしばっていこうではないかという、そういう指針が必要ではないのかと私は思うんです。

先ほどと同じことを繰り返しますが、やはり負担ばかりが目についてというところを、それをカバーする考え方というか、それをしっかりと持つ必要があるのではないか。そういう見直さないということであれば、何を柱にしますかというふうにお尋ねしておきたいと思います。

それから、雇用の問題でございます。

本州では経済誌なんかでは、かなり明るくなってきたというような物の言い方をしますが、北海道的にはもう以前と変わらないと、そういう言い方をされているわけですね。

私は、厚岸町の雇用対策連絡会議、先ほども答弁していただきましたが、こういう形でスタートした、そういう意味では、町もそういう姿勢をというか、前向きな姿勢をとってきたなというふうに思いますが、それだけではなくて、今日の、重々知っているかと思いますが、特に季節労働者と言われる建設関係、この冬は本州に出かけるにしても、あるいは地元に残るにしても、従前と違った大変厳しいものがあると。そういう意味では、若い者だけではなくて、現に今生活している者が非常に苦しい立場に追い込まれている。そのことについて町としては何らか、例えば今まで言われてきたような何か投機的な援護策というか、仕事をつくるとか、そうい

うことはできないものなのかということをよく言われますが、現在の状態では国もそういう支援の策はなかなかないということで大変難しいのかなというふうに思いますが、いずれにしても、これからもっと、先ほども15番議員さんとの議論の中にもありましたように、明年から高校枠が釧路管内が一本になっちゃう。そういう意味では、より若者の就職、将来自分のことを考えると、都会の方がチャンスは大いにあると。そういう意味では、2校ある高校にしっかりと、先ほど町長も答弁されておりましたが、いわゆる厚岸町の役場職員というのは一番Aランクで、そのほかのA、B、C、DのD、Eランクが私どもの仕事なんですよとある若者が言っていましたけれども、そうではなくて、少しでもかさ上げしていくという意味では、しっかりと雇用の問題を取り組んでいただきたいなというふうに思います。

今、答弁の中にありました北海道が今まで取り組んできた雇用問題についてですが、緊急地域雇用というのは従前あったわけですね。これはもう長年というか、前回は質問させていただいたときに資料としていただいていますけれども、かなりの事業をしてきていますけれども、それ以外に新しいものといえば、それでも幸いに町内で1件そういう事業者というか、そういう雇用が生まれる事業ができてきたと。これはまだまだ続くと思うんですが、これに関して、こういった事業というか、こういう対象になる、こういったことを町は積極的にアピールするというか、そういう組織をつくっていくとか、そういったアドバイスはなかったものなのか。

これは、道がそういった国とタイアップして、そういうことはホームページや、あるいは報道機関であれしていましたが、町としては申請があつて初めてそれを受けて対応していきますよと、そういう形で終わっているのではないのか。国あるいは道はこういった形で取り組んでいますと、今までの相談の中でそういうものをつくっていくというやり方はできなかったものなのかということか、もっとこれからもそういうことは考えられないものかというふうにお尋ねしておきたいというふうに思います。

いずれにしても、この雇用問題、いろいろな角度からきちっと取り組んでいただかなければ、同じ言い方になりますけれども、大変難しいのではないのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

総合計画の見直しについてお答えを申し上げます。

総合計画における特に基本計画でありますけれども、読んでいただければわかると思いますけれども、施策を分野別に体系化したものということになっておりまして、要するに文章表現という形になっております。

現在、策定から5年がたって、中間年を16年度に迎えるわけでありますけれども、例えば産業についての方針等々について、今ここに書かれていることが見直ししなければならないというふうに全体の合意が得られているかという、そういうことに今のところはなっていないという気がいたします、例えばですね。多くも、ここに書かれている文章をどう変えればいいのかということについて、今この情勢が非常に動いている段階で見きわめることが大変難しいのではないかとこのように思っております。そういうことから、現段階における見直しの検討についてもなかなか難しい問題があるだろうというふうに思います。

ただ、例えば市町村合併の問題等々、あるいは国の三位一体の改革、そういった制度的なものがここ数年でもう変化しきっちゃう、いわゆる変化を遂げるということになった段階では、むしろ見直しというよりも、新たなまちづくり計画というものが必要になるほど、財政や何か大きく変化するのではないかなというふうに考えております。

したがいまして、当面は、この財政問題については大きく動いておりまして、どうにもなりませんので、それで今回お示しをした第2次財政運営基本方針という形で見直しをして、総合計画の見直しという形はとっておりませんが、住民にもお知らせをするという形にしているわけでありまして、それについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、今後の地域づくりと市町村経営についてどんなことが想定されるかということ、今から我々としては勉強をしておかなければならないだろうというふうに考えております。

例えば、人口の問題を見ますと、都市計画マスタープラン、あるいは住宅マスタープランの今年度から20年後の人口推計は9,000人というふうになっているわけがあります。今日も午前中議論がありましたけれども、このまま何もしないで減るのを待っているのかということになるわけですが、人口の減少というのは避けられないであろうということから、こういった推計をしているわけがあります。

9,000人になるということ。9,000人の段階で高齢化率が何%になるのかという

ことも、これからじっくり分析をしていかなければならない。というのは、高齢化率が高くなりますと、現在の産業構造を維持することができるかどうかということさえ考えなければならなくなるのではないか。あるいは、住民の所得構造についても、年金をもらう人が多くなります。働く人が少なくなります。所得は、年金という所得と働いて得た所得とが仮に同じだとしても、現在の税制では年金所得の方が所得控除等々がありまして、税金にしますと、同じ収入であっても税金は年金所得者が少ないということになる。税金の少ない所得者が多くなっていく。そういう社会構造の変化の中で、どういうまちづくりをしなければならぬか。

あるいは、どれだけの職員でどれだけのサービスをするのか。いわゆるサービスも、現状のままのサービスをできるのかどうかということさえも考え直さなければならぬという時代になるのではないか。かなり大げさには言っていますが、実態としてはそういう時代が、それに近い状況が将来あらわれるのではないかと、うふうに考えておかなければならない。

そこで、一つの考え方を今年の町政執行方針や今の答弁の中でもあらわしているわけでありまして、地産地消という、こういうある意味ではこじんまりとした身近な産業を地元の人の誇りとして定着することが、今後、地域づくりには重要ではないかという提起をしているわけでありまして。

これはどういうことかといいますと、産業構造が変わる。今、1次産品を外に出してお金を稼ぐという構造が大半であります。基幹産業であります。それがだんだん規模が縮小されてくるだろう、働く人もいなくなりますし。ということをお考えますと、老人でも女性でもできる仕事、こういったことに我々も目をつけて、そこに所得を求めていくということが必要なんだろうと思います。

過去に一村一品運動などというものがあまして、それぞれ努力をいたしました。しかし、これはどちらかというと消費者の意向を受けた、消費者のニーズをとらえた事業ではなくて、どちらかというと、厚岸にはこういう資源があるから、これを生かして何とか売ってやろうと、いわゆる供給する側の立場からの事業になってしまったということがあって、一村一品もこれといった成果を上げるには至らなかったということだろうと思います。

したがって、今後の地域づくりに当たっては、地元でとれる、地元でどういう特色があって、すぐれた資源があってということ、もう一回地元の人が見直す。

その見直す中から、それじゃ消費者がこの厚岸に何を求めているのかということをしっかり把握した中で新たな産業を起こしていく、地道な小さな商売を起こしていくということ。さらには、地元の資源を地元で加工して地元の人が消費するとか、これを前提にして経済を動かしていくということ、これは小さい話かもしれませんが、こういう積み重ねは多くの町民がまちづくりに参加しますから、誇りを持ってまちづくりにみんなが邁進しているという姿を見せることが、これからのまちづくりに求められているのではないかと。そういう姿を描くためには、まだまだ町民の合意といいますか、いろいろな議論の場があって、その中で方向性を見出していかなければならないというふうに考えますので、現時点における見直しというのは、ちょっとタイミングとしては余りいい時期ではないというふうに考えているところでございます。

議 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

私の方から、雇用について答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目のいわゆる若者の支援以外に季節労働者等の支援の関係でございますけれども、これにつきましては、確かに雇用対策連絡会議では新規高卒者のみの対応といいますか、に今のところなっているんですけれども、この連絡会議の目的でございますけれども、若者以外にも、いわゆる離職者、また求職者等の再就職の支援といいますか、そういう部分も検討事項になっております。したがって、次回の開催する予定であります連絡会議でこのことにつきまして、各関係機関のいわゆる企業者、参加される企業者に情報交換して、何とか季節労働者対策といいますか、季節労働者の方にも何とか仕事といいますか、仕事があるように求めていきたいと思っております。

なお、現在、求職者の対応としましては、毎年言っているんですけれども、町にハローワークからのいわゆるフルタイムでの情報が役場に来ております。また、そのほか、湖南出張所、あと生活改善センターの3カ所で求職の情報を提供しております。さらに、平成13年度の3月からですけれども、役場商工観光課内に雇用・失業相談窓口を設けて、求職者への支援といいますか、相談とか、そういう部分で乗っておりますので、何とかこの窓口につきましても、雇用環境がおさまるまでかなり道のりが長いと思うんですけれども、設置していきたいと思っております。

あと、2点目ですけれども、一村一雇用おこしの関係でございますけれども、こ

れにつきましては去年のいわゆる高橋はるみ知事の公約といたしますか、その重点施策でございまして、厚岸町ではこれを受けまして尾幌の久田さんがデイリーサパートという農業のサポート、搾乳から畜舎の清掃等を含めた形の部分の会社を7月に設立しまして、この事業の支援を受けております。

その関係でございませけれども、この一村一雇用おこしは212市町村、原則一本という事業でございませ。ただ、支庁の担当者から聞いておりますけれども、平成15年度はまだ予算より若干残っていた。ですから、こういうことを勘案しますと、全道の212の市町村がすべて要望するのではないのではないかということの情報を得ております。

また、確かにハードルが新規開業といたしますか、あと新規事業、そういう採択条件がございませけれども、周知しまして、こういった事業を要望する方につきましては支援してまいりたく行っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、去年のデイリーサパートといたしますか、そういう去年の事業の周知につきましては、商工会の商工会だよりに載せて周知しまして、なおかつ、うちの方では役場のカウンターにリーフレットを置きまして、事業の内容とかそういう文を書いたやつを載せまして周知しております。

以上でございます。

議 長
8 番

8番、音喜多議員。

総合計画については、確かに今言われるように揺れ動いているというか、国含めて大変革というか、大改造というか、非常に先行きの見えないことをやっていますので、末端の市町村が振り回されているというか、いい迷惑をこうむっているのは市町村でもあり、地域の住民であるわけですが、町長が誕生されてからいわゆる協働のまちづくりというのが目につくんですが、新しいことを始めるのかなというか。そうしたら、国もほかの市町村もみんな言っているんですね。私は町長、厚岸独自でそういうやり方をするのかなというふうに、ちょっと関心を持って目をつけていたんですが、ホームページを開いたり、ほかの町のパンフを見ても結構、この財政事情の厳しい中で、やはりどこの町も考えることは同じなんだなとつくづく思ったわけなんです、そういう意味では、どこの町もそんなに飛び抜けたというか、色のついているというか、そういうことができるのは難しいのかなというふ

うにつくづく思ったんですけれども、いずれにしても、ほかの町が、その声が大きいか小さいかは別にしても、厚岸町はそれがよしとするならば、大いに町民を引っ張っていくようなアピールをしていただきたいなというふうに思います。

今、福田課長が言われるように、もう既にそういう形でほかの町ではやっているんですね。例えば、お年寄りしかいない山村が、一つの例ですけれども、うちにはこういう山があるんだと、木があるんだと。その木、草、花、そのものをもって彩りとして出す、こういうすばらしいやり方をしている。例えば、刺身の添え物にするだとか。ああいうものを経験というか、ああいうのを見ると、すばらしいアイデアだなと。お年寄りでできる。年商何億と上げる。非常にアイデア次第だなと。

地産地消もさることながら、最後残されたもので何ができると必死に考えると、全国津々浦々でいろいろとそういう特徴のあるものをやっていたらしゃる。そういったものが今のこの流動するとか、先行きの見えない時代では、やはりそれが一つの牽引役というか、引っ張っていく、そのヒントを得たのは役場の職員であって、外に出て一生懸命働いて、年寄りとお話ししたり、そういった老人クラブとかに入っていて何かできないか。その職員は、例に例えて、たまたま都会に出張命令出されたときに、ただ単にホテルで休むだけではなくて、そういう我が町と結びつくものがその辺に出回っていないかというアイデアから、例えばもみじであろうと、あるいは川の中の草花であろうと、そういったものを時期的なものとして非常に大きな成果を上げていると。これからがそういう時代を迎えるのかなというふうに思います。

総合計画とは余り関係はないけれども、やはりこういう短期間でぐるぐる回っている世の中というか、計画そのもの、10年間のスパン、これは法律があるからそういうふうに決めなきゃいけないわけですけれども、3年、実施計画のようにローリングしながら、まちづくりというか、そういうものの目安をきちっと立てていただきたいなというふうに思います。

それから、雇用の関係についてであります。確かにもう今の情勢では厚岸町で新しい企業誘致も難しいし、そうかといって、1次産業中心で、2次、3次というのは生まれてこない。そういう意味では、先ほどまちづくり推進課長が言うように、地産地消とまではいかななくても、地場のものが栄えるというか、盛んに引き合いのあるようなものをつくっていかなければ難しいのかなと思います。

雇用に関して先ほどお話ししましたように、この雇用対策、年1回ですね、やっ
ていらっしゃるのは。ピント的には来年のまた新卒者に向けてという対応の考え方
のようですが、これは相手の雇用というか、する側によってもいろいろあると思う
が、例えばこれから夏のシーズンに向けてというか、漁業が動き出すシーズンに向
けて、その漁業関係者とだけで、例えば離職者とか、あるいは再就職者とかそうい
うもの、あるいは酪農のシーズンであれば、これからいろいろな草地まきやら草刈
りやらといろいろな問題もありますけれども、そういった時期に向けて中間でやれ
ないものかと。そして、そういった情報を得て、町としては町民にアピールしてい
くと。そういう形をとれないものか、その辺もう一度研究していただきたいと思
うんですが、いかがでしょうか。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきます。

まず、1点目の総合計画に関連してであります、今日の第4期厚岸町総合計画
につきましては、一つの節目、すなわち厚岸町が明治34年に厚岸町になりましてか
ら100年を迎えたという大きな節目の中での作成であったのかな、そのように私は
認識をいたしておるわけであります。

しかしながら、その後、中間年を迎えまして、その社会経済情勢は大きく激しく
変化をいたしておるわけであります。すなわち国の施策といいますのは、当時はま
だ均衡ある発展でございました。どの町もどの町もそれぞれ均衡ある発展を目指す
ということでした。しかしながら、今日では個性あるまちづくりに大きく
方向転換をいたしました。すなわち地域間競争の時代を迎えたわけであります。さ
らにはまた、三位一体改革という中での今日の予想以上の厳しい地方自治体の財政
状況の時代を迎えたわけであります。

そういう中で、音喜多議員から今日の社会経済情勢を踏まえた視点に立った総合
計画を策定したらどうか、見直しをしたらどうかということについては、私も今日
の厳しい時代を迎える中であっては、そのことについては理解を示すことができ
るわけであります。しかし、お話しいたしましたとおり、しからば現行の中でこの21
世紀の10年間なり、また100年における厚岸町の未来像を描かれるかということ、極
めて厳しい時代であります。

そういう意味において、基本計画はもちろんであります、実施計画といえます

のは、ご承知のとおり3カ年計画であります。毎年毎年ローリングをしながら、その実行をいたしております。さらにはまた、毎年度の予算編成に大きな影響を与えるわけであります。そういう意味において、私といたしましては、実施計画の中でそれぞれの優先順位を明らかにしながら町民に情報提供し、すばらしいまちづくりのために貢献できる今日の第4期厚岸町総合計画にしていきたいと思います、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さらにはまた、雇用問題であります。ご指摘にありましたとおり、大変厳しい今日の雇用状況にあるわけであります。町といたしましても、まずその対応としては、対策といたしましては、地元産業の育成であります。これが最も大事であります。それと同時に、先ほども議論させていただきましたけれども、地元企業の育成、さらにはまた種々の雇用制度を利用して雇用の拡大を図っていくということが大きな政策的な関係かなと考えております。

さらにはまた、町として支援協力できる組織といたしまして、先ほどから議論ありますとおり、厚岸町雇用対策連絡会議というものがございます。この組織といたしますのは、ただ高校卒、新年度に向かっての対策協議会ではございません。年がら年じゅう厚岸の雇用対策に関する協議会でございます。今後とも有効ある組織として活用できるように、音喜多議員の質問趣旨に沿った対策を講じてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

1 番

さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして質問いたします。

まず第1に、国民健康保険会計についてであります。

国保会計の悪化をもたらす要因について、まずお聞きいたします。歳入における要因と歳出における要因を分けて、わかりやすく説明してください。

2番目に、国保会計の健全化のためにということでお聞きいたしますが、まず第1に、厚岸町はどのような施策を今日まで展開してまいりましたでしょうか。また、これからどのような施策を進めていくお考えか、これを具体的に説明していただきたいわけです。また、今まで行ってきた施策及びこれから行おうとしている施策の効果について、みずからどのように評価しているのか、これについてもお示しいた

だきたいわけであります。

次に、これは全国的な傾向ではありますが、医療費が増加していく、それが国保会計を圧迫しているという話はよく聞きますが、厚岸町においてこの医療費の増加というもののうち、どの程度が町民のQOL、生活の質と申しますが、これは疾病や障害あるいは健康状態、そういうものをいわば視座に置いて見る日々の生活の充実度、快適度というふうには私はとらえているんですが、そういうQOLの向上、健康状態の改善に寄与しているのか、その点はどのように評価なさっているか、お聞かせを願いたいわけですか。

最後に、これは昨年の12月号だと思いますが、広報あつけし、ナンバー 678号ですが、これによりますと、国保会計が非常に大変な状態であるという記事がございました。その中で、医療費の増大ということが大きな問題だということが書いてありました。そこで、町民のちょっとした心がけ一つで医療費を抑えることができるというふうに書いてありました。その町民の心がけによって、かかりつけ医をつくりましょうと、早期発見・早期治療に努めましょうと、はしご受診をやめましょうということが書いてありました。したがって、町民の心がけにより、このかかりつけ医をつくり、早期発見・早期治療に努め、はしご受診をやめると、何割程度医療費を抑えることができるのか、これについてもその効果予測、なお記事の根拠を示していただきたいわけであります。

次に、水鳥観察館を中核とする事業についてお聞きいたします。

水鳥観察館、これは平成7年4月から供用開始したというふうに覚えておりますが、水鳥観察館を中核として、厚岸湖・別寒辺牛湿原を活用したまちづくりのために、どのような施策が展開され、どのような効果を上げてきたか説明してください。水鳥観察館の設置目的、水鳥観察館を中核として展開された施策の意図、そして今後の展望を含めて具体的に説明していただきたいわけであります。また、その施策全体は、議会ないし町民に対してはどのような形で示されているのか、ご説明をいただきたいわけであります。

以上、1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

1番、室崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険会計に関するご質問で、まず国保会計の悪化をもたらす要

因は何かとのお尋ねであります。

歳入における要因といたしましては、国の負担金の引き下げがあります。昭和59年度におきまして、国が負担する療養給付費など負担金の負担について、医療費の40%だったものを、給付費の40%に変更いたしました。この結果、調整交付金を含む国の負担率は、医療費ベースで45%から38.5%に引き下げられました。この負担率の引き下げは、この年創設された退職者医療制度の施行により、町が負担する退職者医療該当者分の医療費負担が軽減されることによるものですが、国保は他の健康保険制度と違って所得ゼロの世帯があること、さらに、かかる医療費の多い高齢者の加入が多いという国保が抱える構造的財政力の弱さという状況があり、この昭和59年の国の負担率の変更がなかったと仮定した場合、歳入における悪化要因として現在も大きく影響していると言えます。

また、特別調整交付金で交付される国の補助事業が保険者の責任で努力すべき事業として補助対象外になり、町単独費で賄うということも少なくありませんし、現在は該当しておりませんが、保険税の現年度分収納率が低いことによるペナルティもございます。平成15年度では、現年度分収納率が93%以下の場合、普通調整交付金の5%が削減されることになっております。

次に、保険税の滞納分収納率が低いこともございます。平成14年度決算におきましては、医療分、介護分合わせた現年度分収納率は94.05%でございました。現年度分の収納率につきましては、平成元年には86%台でありましたものから、平成6年度以降94%を超える収納率を維持しているところです。しかし、滞納分はといいますと、10%に満たない収納率でございまして、年度末の滞納繰越分調定金額7,593万3,802円に対し、収納額は683万3,704円、収納率は9%でありました。平成14年度末決算では、滞納繰越総額8,491万9,973円が翌年度繰越額となっております。

過年度分の滞納世帯については、現年度分の納付督促も含め、ほとんど戸別訪問を中心とする計画的納税相談を設置しているところですが、現年度分の収納率も94%を目標に推進しているところであり、過年度滞納分の収納率の引き上げには、いま一つ壁を突き破られていない厳しい実態がございまして、過年度保険税が100%納付されたとした場合に、国保税率などの引き上げ要因が解消されるわけではありませんが、引き続き努力課題であります。

次に、歳出における要因についてでございます。

歳出要因は、やはり医療費の増加と老人保健拠出金の負担であります。退職被保険者の医療費は、退職被保険者が納める保険税が充てられ、不足する分は社会保険検診報酬支払基金から交付されますから、退職被保険者の医療費が一般被保険者の負担に影響することはありません。しかし、一般被保険者の医療費の増加は、国や道の負担を見込んでも、2分の1は保険税で負担することになりますから、直接影響が出てまいります。さらに、老人保健拠出金も2分の1を保険税で賄う仕組みですから、国保加入老人の医療費の増加に伴って拠出金もふえることになり、この影響が直接出てまいります。

提出させていただいている資料で比較をさせていただきましたが、一般会計から収収不足分の繰り入れが大きい平成13年度と平成14年度の比較では、一般被保険者医療分の保険税と国・道の医療費に係る負担の合算額は3,707万円、4.7%の伸びに対し、一般被保険者の医療費及び老人保健拠出金の2分の1の額の合算額は1億2,135万円、14.4%の伸びとなっており、一般会計からの繰り入れの増加要因になっているところでございます。

次に、国保会計の健全化のために町はどのような施策を展開してきたか。また、これからどのような施策を進めていくのか。さらには、これら施策の効果についてどのように評価しているのかとのご質問でございますが、国保事業における安定化施策の柱は、全国の国保事業者の取り組む課題として、昭和62年度に、収納率の向上による財源確保、レセプト点検などの適正化対策による医療費削減による財政効果を上げる、保健活動の充実、この3本を国保推進事業として示されてきたところでございます。

当町では、平成4年度から国保税の収納率対策事業として非常勤の徴収員を配置し、現在もその体制を維持しながら、収納率の向上と維持に努めてきております。

また、レセプト点検は、医療機関から請求された診療内容を再点検することを行いますが、これは専門知識が必要なことから業者に委託をしているところですし、国保資格を喪失していて保険証を戻す届け出前に国保で受診してしまったケースなどは国保担当係がその対応をするわけですが、こうした効果は平成14年度実績では国保で約480万円、老人保健で約350万円でございます。これは支出を削減する直接の効果でございます。

この部分でのこれからの施策の展開としては、これまで取り組んできました施策をベースに、これを継続しながら、国保制度や収入、支出の仕組みについて理解していただく努力を積み重ね、さらに効果の向上を目指していきたいと考えているところでございまして、平成16年度におきまして国保徴収の非常勤職員を1名、国保担当係に臨時事務職員1名をふやし、保険税徴収業務及び国保資格の適正化への効果を目指そうと考えているところでございます。

また、平成15年度では、平成13年度1年分のレセプトの分析を実施しました。分析は、疾病中分類119分類の受診状況に加え、生活習慣病や高額医療費について分析したものでありまして、今後、分析内容を研究し、健康づくり施策に活用していくことにしております。

保健活動としては、国民健康保険加入者も含めた町民全体の対応として、総合健診を初め、各種の健康診査、健康相談、予防接種、栄養教室などの事業を行ってまいりました。平成12年、保健福祉総合センターあみか21の完成とともに、機能訓練による健康づくりにも力を入れ、転倒骨折予防教室や地域へ出かけて出前講座などを行っております。

これからの施策の進め方でございますが、国民健康保険で行っておりますレセプト分析の結果も参考にしながら、今まで実施してきました事業内容の検討を行い、健康づくりに効果のある事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの施策における評価についてのご質問でございますが、歳入財源を確保する保険税の収納対策、これは保険税単独のものではなく、町税全体の業務の中での保険税というものになります。直接窓口払いにおいでいただけない方への口座振替制度の勧奨や、年間の計画的納税のための個別相談業務などの取り組みを通して、釧路支庁管内でも高いレベルの収納率を確保してきているという点では評価をいただけるものと考えます。

しかし、高い理想としましては、自主的に納付していただける比率をいかに高めていけるかということでありまして、昨今の厳しい経済状況の中での保険税の引き上げでありますだけに、収納率の低下という現実も想定せざるを得ない背景もあり、理想と現実の中でのさらなる効果を求められているとの認識であります。

歳出の削減対策では、国保担当部門における受診内容点検、国保資格の適正な管理、さらには医療費をなるべくかけない施策としての保健や予防の分野になってま

います。ここ何年か、医療保険制度や老人保健制度などの改正が続いており、これに対応する業務が最優先する中で、受診にかかわる国保資格の把握、管理についての研究や検証が十分であったかという課題も残されているとの認識であります。さらなる効果を出すためにも、研究を強めていきたいと考えています。

保健活動の評価についてですが、健康づくり事業へ参加した町民からは、体の調子がよくなった、また参加したいという声も聞いており、事業の効果があったと考えておりますが、それぞれの事業評価がきちんとなされていない状況のため、今後は評価についての取り組みが必要と考えております。

次に、医療費の増加のうち、どの程度が町民のQOLの向上、健康状態の改善に寄与したと評価しているのかについてであります。医療費によるQOLの向上、健康状態の改善につきましては、病気が治り健康になるということでは効果があるものと言えますが、生活習慣病などの慢性的な病気の中には、医療だけでは効果を上上げるのが難しいものも多くあります。また、病院にかかるほどではないが体の調子の悪い人、高齢化に伴う体の機能の衰えた人については、健康づくりや機能訓練によりQOLの向上、健康状態の改善に効果が認められております。このようなことから、医療費の増加した理由にもよりますが、医療費の増加とQOLの向上、健康状態の改善との因果関係は、必ずしも一致するものではないものと考えております。

次に、広報あつけし12月号の国保の財政状況の記事の中で、「医療費を抑制するためには」との中見出しで、かかりつけ医を決めましょう、早期発見・早期治療に心がけましょう、はしご診療はやめましょうとの記事を掲載していることについて、何割程度医療費を抑えることができるか、その効果予測を示していただきたいとのご質問でございますが、医療費全体のどの程度の効果が出るかというデータはございませんので、どの程度の医療費抑制効果につながるものかとの数値や金額についてはお示しできないことをご理解ください。

医療費抑制という視点では、不慮の事故などによるけがは別にして、病気にかかることが最大効果であるということは言うまでもありません。その予防のためにどうあるべきかということが基本になければならないわけであります。

広報あつけしの内容は、保険給付事業の運営を預かる保険者の提案として、国保会計の医療費支出がふえることにより、加入者の皆さんの負担もふえる。したがっ

て、節減できる条件の一般論でございますが、各種検診による早期発見・早期治療で重症化・長期化を防止する。体調がすぐれないときに、その不安からあちこちの医療機関にかかるよりは、かかりつけの医者がいることにより、いろいろ相談ができ、安心して治療に専念できる。より高度な治療を要する場合には、その専門の治療ができる医療機関を紹介してもらうなど、重複検診をなくすることによる医療費の節減を申し上げたところでございます。

もちろん、どういう体調不安があって、どこの医療機関にかかるかは、ご本人の判断によるものでありますし、実際に治療中であっても症状が改善しないなど、医療機関の治療に納得いかないことにより、別の医療機関にかかりたいというケースが現実として日常的にあることも理解した上で、そこまでやめてくださいということではないということをご理解いただきたいと思います。

先般、質問者から、町立病院の医師が定着していない中、かかりつけの医師を持つことについての率直なご指摘をいただきました。当町のように民間も含め医療機関が少ない現状の中で、一般論だけで進めるのかという課題はありますが、町立病院の果たす役割の期待にこたえるよう、体制の充実に引き続き努力していかねばならないと考えているところであり、21世紀の厚岸町のまちづくりの柱の一つとして、町民の皆さんと一緒に健康づくり、疾病予防を町を挙げてスローガンにできるよう、「みんなすこやか厚岸21」の諸課題を一つ一つ地道に推進していかねばならないと痛感しているところであり、そのために、役場の関係部局の横の連携を一層密にできる体制の確立も含め、進めていかねばならないと思っているところでございます。

続いて、2点目の水鳥観察館を中核として、厚岸湖・別寒辺牛湿原を活用したまちづくりのために、どのような施策が展開され、どのような効果を上げてきたかとお尋ねについてでございますが、ご案内のとおり、水鳥観察館は平成7年4月にオープンし、平成16年末をもって開館10周年を迎えるに至っているところであります。

同館の業務は、大きく分けて、湿地・水鳥などの保全、保護、普及啓発、調査研究、モニタリング、研究者及び指導者などの連携、釧路ウェットランドセンターほか類似施設との連携、協力などであります。

主催事業としては、探鳥会、別寒辺牛湿原講座、各種体験学習の実施。調査研究活動としては、同館周辺野鳥記録、タンチョウ行動記録、カモ類分布調査、オオワ

シ・オジロワシ飛来数調査、さらには傷病鳥獣収容活動、別寒辺牛川カヌー乗り入れコントロール、学術研究にかかわる支援などの業務を行うこととしているところでもあります。

これら業務は、同館開館以来継続して実施してきたところではありますが、具体的には、制度的なものとして、平成7年5月に別寒辺牛湿原カヌー乗降施設利用指導要領、いわゆる別寒辺牛川カヌー乗り入れの制限の制定、平成8年度に厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金制度を創設し、運用してきているところでもあります。

また、普及啓発事業としては、年4回から5回、別寒辺牛湿原講座の実施、年間を通して月1回の野鳥観察会の実施、自然の素材を使った工作体験事業の開催、ハクチョウ飛来日当てクイズなどを実施してきております。さらに、NTT東日本との連携により、平成9年10月から平成13年3月まで、野外観察カメラによる別寒辺牛湿原の画像をインターネット上でライブ放送を行ってきました。現在は静止画像ではありますが、引き続き環境省自然保護局・生物多様性センターのホームページ内にあるインターネット自然研究所の国立公園野生生物ライブ映像として発信継続中でもあります。

これらの業務の成果は年次的なデータとして蓄積されており、開館以来10年目を迎えて、経年的有効なデータとして活用できる段階まで達してきているものと認識しているところであり、今後さらに正確なデータ収集及び蓄積が必要と考えているところでもあります。

これらの施策展開により、まちづくりにどのような効果を上げてきたかについて、具体的数値ではお示しできませんが、厚岸湖・別寒辺牛湿原がいかに特徴的かつ貴重な自然資源であるかが全国的に注目され、湿地・湿原をテーマとする調査研究について、多くの研究者が調査研究活動のフィールドとして当町を選定することにより、学術的な資料の蓄積が進み、活発な人的交流も図られるようになりました。また、別寒辺牛湿原の持つ環境浄化、気象緩衝、再生力機能が厚岸湖に大きな恩恵をもたらしていること。さらに、これが良質な魚介類の生産に寄与しているという意識啓発につながり、湿原と厚岸湖を保全する必要性が漁業関係者及び広く町民に浸透しつつあることは、第1次産業を基幹産業とする当町にとっては、極めて大きな効果ではないかと考えているところでもあります。

今後の展望につきましては、経年的に蓄積されたデータの集計、分析及び評価な

どを行うとともに、全国的な視野のもとに関係機関との連携を図りながら公表し、だれもが活用できる機会を提供してまいりたいと考えているところであります。

また、これら施策全体について、議会及び町民の皆さんへどのような形で示されているかという点についてであります。インターネットホームページによる情報提供以外では、町広報紙への記事掲載を行ったほか、平成14年度から年4回、おおむね四季に応じ水鳥観察館だよりを発行し、当該紙面により各種業務の情報提供などを行っているところであり、水鳥観察館を中核として厚岸湖・別寒辺牛湿原を活用したまちづくりというトータル的な形としての周知等は、これまで直接的に行ってきていないのが現状であります。

今後、同館のまちづくりにおける果たすべき役割を再認識した上で、実現可能な総合的施策の企画立案と実施、さらに、これらの効果的な周知等について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。 休憩時刻 15時08分

議長 本会議を再開いたします。 再開時刻 15時40分

1番議員の第2回目の質問を行います。

1番、室崎議員。

1番 今回、議長を通じて理事者の方から、なるべく一般質問の通告書はわかりやすく書くようにというふうに言われまして、私自身もなるべく詳しく書こうと思いましたが、こういう書き方にいたしました。何か聞くところ、ちょっと意地の悪い質問の書き方だというような評価もあったようですが、私としては、むしろ聞きたいことをなるべく親切に書いたつもりですので、どうかその点はこちらの意図はわかっていたきたいと思います。

といいますのは、評価、評価と書いておいたんですが、これからやはり行政評価ということをしきんとやっていかなきゃならない時代だろうと思います。そうすると、まず自己評価ということをしきんとして、そしてそれを実態調査をしながら、果たして予想した、あるいは自分で考えていた評価どおりの結果が出ているのかということを見ていかなきゃならないと、そういうふうに思いましたので、あえて今回はそういう書き方をしておりますので、意のあるところお酌み取りいただきたい

わけです。

それで、今回、この前の議会で、議会としては賛成いたしましたけれども、国保税の大幅な値上げということが出ました。これは、これによって国保会計が町民の目から見て健全になった、あるいは負担が少なくなったというものでは全くありませんですね。今までいわゆる不足部分を法定外組み入れというんですか、繰り入れというんですか、そういう形で一般財源から入れていたもののいわば財源の振替にすぎないと。したがって、今までは間接的に町民の負担であったものが、今度は直接の負担になったというだけのことでありまして、直接、間接という部分を今ちょっとこっちへ置いて言うと、町民の負担は変わらないということになるわけです。

そして、歳入の要因、そういう国保会計の悪化、町民の負担がどんどんふえていく、そういう状況はなぜ起きるのかということ、結局、国がいろいろな理屈をつけてその負担分をどんどん減らしていくというのが国保会計のこの10年なり15年の歴史そのものだということも、今回、担当者からいろいろと詳しく教えていただきました。今それを一々言う必要もありませんが、そして、結局なぜそんなことが起きていくのかということの一つに恐らくあるのではなかろうかと思うのは、これは国民健康保険団体連合会というところのホームページで出ているものに、これは議会でも何回も議論のときにもありましたですけれども、国保は助け合いの制度ですという書き方が真正面から書かれております。そうすると、国保というのは互助会なんですね。その互助会に国がちょっと手をかしてやっているにすぎないという書き方をしているわけです。そういう観点からいけば、国の負担率をどんどん下げっていくことに、さして問題はないことにもなるのかなと思うわけです。

ただし、国民健康保険法の第1条は決してそういう書き方をしておりません。ここでは、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。それから、第4条の1項では、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと、こういうふうにはっきり書いているわけです。この法律の文言を素直に読めば、どうして国保は助け合いの制度ですというような話が出てくるのかなと私は思います。

ただ、今その話に終始をしていますと次の話に進めないのです、これは私の今質問するときの基本姿勢というふうにとらえておいていただいて、話を次に進めてまいります。歳出の大きな要因は医療費の増大であると、こういうふうにおっしゃい

ました。要するに、入ってくる方がどんどん小さくなって、出ていく方が大きくなれば、中身はどんどんとおかしくなるのは、これは当たり前のことです。足し算と引き算ですから。ですから、国保会計というものの最も大ざっぱで最も単純にして物を言いますと、これは私が今病院にかかると、国保でかかる、そうしますと、3割の負担を自己負担として行って、残りの7割を国保会計から支出すると、こういう形でございますよね。これが何というんですか、人によってちょっとその何割というのは変わることもあるでしょうけれども、要するに一部を本人が負担して、残りについては国保会計から出す。だから、国保会計を黒字にするのは実に簡単でございます。みんながお医者さんにかからなきゃよろしい。だれも使わなければ黒字になります。

しかし、それでは国保という制度をつくった趣旨に反しますね。みんなが安心して要するに非常に大きな経済負担がなく、疾病、負傷、そういうときに医療をきちんと受けることができる、それが国保というものの制度ですから、趣旨ですから、皆さんお医者さんにかかるのをやめましょう、そうすれば国保会計は黒字になりますと言ったのでは、これは自己矛盾だということです。

そういうわけで歳入と歳出については、どちらにもこういう大きな要因があるということがわかったわけですが、結局は今、厚岸町がこの国保の健全化をもたらすためにやらなければならないことは、1つは歳入を少しでもふやす、1つは歳出を抑えるということを行って、それが今、私が申し上げたように、国保という制度の趣旨に反しない形で行わなければならないということだと思えます。

それで、歳入に関しては、今、答弁の中では未納者からのいわゆる収納率を上げるということをおっしゃっていました。と同時に、これは町長お願いなんです、国に対して、それが今すぐ効果があるかという話になるといろいろ問題ありますけれども、やはり大きな声で、実質的な負担率をどんどん下げて国保の赤字をつくっていくような国の負担の引き下げ、これをやめてくれと、あるいは、もとへ戻してくれということは常に言っていかなければならない問題であるなど、そのように思いましたが、その点はいかがでしょう。

それから、収納率の問題については、確かにこれをしていかなければなりません。ただし、今回、一般財源の繰り入れから国保税の値上げという形で直接の町民の負担にいわば財源移譲が行われた結果、この未納者というのは、片手でベンツを

乗り回しながら国保税を払わない人というのは恐らくいないと思うんですよ。やはり生活が苦しいために払えないという悲惨な状況があるというふうに思われますよね。それは100人に1人、1,000人に1人には特殊な例外はあるかもしれないけれども、概してそうだと思います。そういう中で収納率を上げろといっても、これはなかなか大変なことだということは、みずからおっしゃっていらっしゃいますね。この点については、今後の予想というものが今回のこの国保税の値上げによって収納率は下がるのではないかとと思われるんですが、そのあたり率でどの程度に予想しておりますでしょうか。

それから、次に、国保会計の施策。今の問題とも絡みますが、それで、1つには収納率を上げる。レセプトを調査して、いいかげんな診療というものを抑え込む。適正化を行う。これは確かにそのとおりですし、これは進めなければならないと思うんです。

それで、前に条例審査委員会的时候にもちょっと私触れましたが、そのときの答弁の中に、国保会計が非常に健全にといいますか、少なくとも一般的な町村よりはうまくいっている町がある。たしか道南の方の何とかという町を例に挙げておっしゃっていましたが、そこでどんなことをやっているのでしょうか。その点についてお答えをいただきたい。

それで、厚岸町でも町民の皆さんに健康になっていただく、いわゆる疾病、障害、そういうようなものから少しでも、生活の質というんですかね、それを上げていただくような方向になってもらうと、その分だけ医療のお世話になる部分が減ってくる。そうすると、国保の持ち出しもそれだけ少なくなるであろうと。これは、だれしも予想ができることです。そういう意味でも、もちろんそれだけでやるのではないんですが、いろいろな健康づくりをやっているというふうに今回はおっしゃっています。

ただ、私は、ちょっと後半のところでも思ったんですが、というような各課の間のきちんとした連携があって町としてこういうことをやっているのだろうか。今回、私がこういう質問を出したから、こういう答弁になって出てきただけではないのかという気がしてしょうがないんですよ。それで、その点については今までどうだったのか、もう一度きちんと答えていただきたいんです。

それで、どうも今までの私の感じからいくと、これは私のうがった見方かもしれ

ませんが、国保会計の健全化のために歳入、歳出それぞれの要因を抑えて——今回歳出ですね、今——歳出が膨らんでいくのを抑えるということになったときに、一課一係、すなわち国保の係、そこでやればいいんだと、だから収納率を上げなさいというような話で終わっていたのではないのかという気がしてしょうがないんですが、その点はどうなんでしょうか。

それで、次に、QOLの向上、健康状態の改善に寄与しているのかどうかということをお聞きするわけですが、実は医療費がどんどん増大する、しかし、それによって町民の日々の生活が非常に充実し、快適な生活を送るために非常に役立つんだということになったら、医療費を抑え込もうというわけにはいかないですね。これは必要なお金だということになるわけですよ。だから、医療費が増大しています、医療費が増大しているから国保会計が大変です、抑えてくださいと短絡的にはいえないと思うんですね。

そこで、医療費が増大していることの意味の評価、医療費が増大しているという事実の評価ですね、それがあって初めて抑えてくださいとか、もっと使ってくださいとかいうことになっていくと思うんですよ。その点について今のこの答弁を見ますと、医療費の増大というのはQOLの向上には寄与していないというふうにおっしゃっているんですが、因果関係はないというふうにおっしゃっているんですが、これはどういう根拠に基づいておっしゃっているんでしょうか。調査はなさっていますか。

それで、次にまいります。

次に、広報あつけしの記事なんです。ここでは、これは条例審査委員会のときにもちょっと私申し上げましたけれども、甚だびっくりするようなことが書かれているわけです。この文章を素直に読みますと、決して今の町長の答弁のように読めないんですよ。

国保税の占める割合というのがこうですと、医療費がふえているんですと、医療費を抑制しなければなりませんということが書いています。そして、かかりつけ医を決めましょう、早期発見・早期治療を心がけましょう、重複受診はやめましょうと、こういうふうに書いているわけですよ。これを読んで町民はこういうふう思ったかということですよ。それで、多少ざっくばらんな話をさせていただきます。

あなたのちょっとした心がけ一つで医療費が抑制できるのかということなんです。

それについて私がお聞きしたら、それについては何割程度抑制できるとか、そんな効果については何も言えないと、こういうわけですね。それでは、何を根拠にこういうことを書かれたのかという話になります。ただ、そんな話だけ言っていたのでは、まるで揚げ足取りですから、もう少し具体的に申します。

「かかりつけ医」という言葉は非常に使う人によって意味が違うようでして、なかなか統一できないので、これはいわゆる欧米にいうところのファミリードクター、家庭医学会、そこでいう家庭医ということが今、非常に言われておりますが、それと同じ意味に私は解釈させていただいて考えます。そうすると、いわゆる一次医療の全般、すべてについて守備範囲とすることのできる、そういう専門医を家庭医というわけですね。二次医療、三次医療に対しては家庭医からつないでいくということになると思うんです。

今、厚岸町で、町民1万2,000人がこの広報あつけしを読んで、なるほど、なるほどと、このかかりつけ医、家庭医をつくらなきゃならないなと思ったときに、それに対応する体制があるんですか。

その次に、早期発見・早期治療です。これは確かにいわゆる検診と言われる分野だと思いますが、これは厳密な意味での予防ではありませんよね。病気にならなければ発見もできないわけですから。この早期発見・早期治療については、検診体制というのは現在どういうふうになっておりますか。それは、町民1万2,000人に対応する意味での体制として十分な体制がとられておりますか。また、そういうような検診体制に対して町民がどのように反応といったら変ですが、対応しておりますか。その動向についてもお知らせをいただきたい。

それから、その次に重複受診、要するに1つの病気で2つ以上にかかるということでしょうね。これについては先ほどのところでも一生懸命、町長の答弁でもって、いや、真意はこうだというような話をおっしゃっているんですが、これを見た人はまず言いました。「セカンドオピニオン」という言葉が今、医学の方にあるそうです。早く言えば2番目の意見ですよ。Aという先生にかかって、あんたはこういう病気だ、大変だと言われたけれども、納得できないときにはBという先生にもう一度かかって、そして同じことを言ったら納得しなさい。違うことを言ったら、そこでもっていろいろと考えなさいというようなことをどんどん勧めるんですよ、むしろね。こういうセカンドオピニオンというような考え方には、これはむしろ反す

るのではないかというふうに、これを見ただけでは読めるんですよ。今日の答弁を聞いたら、そうじゃないという話書いているんですよ。でも、町民はこれを読んだときに、今日の答弁は聞けないんです。

それで、なお申し上げますが、この書き方では、ちょっとした心がけが悪いから重複受診をするんだというふうに読めるわけです。しかし、ここで町長にお聞きします。町立病院の開設者としてお答えいただきたいんですが、私は重複受診をしなければならぬ目に町民が遭っているんじゃないかと思うんですよ。

例えば、先生がかわった。行った。そうすると、治療方針が全く変わる。前の先生はこういうふうにやれと言ったんですけれどもというようなことを言った途端に、私が信用できないのかとって怒鳴りつけられた。こういう目に遭ったことのある町民は町長、一人もいないとお考えですか。

また、先生があんたこういう病気だよと言ったんだけど、どうも納得できない。それで、先生、物の本を読めばこうなんですけれどもとか、あるいは先生ちょっと、おなかがあんたは悪いというんだけど、私は頭も痛いんですとか、いろいろなことを、自分の病状を一生懸命聞こうとすると、うるさそうにして看護婦さんに早く引き取ってもらえというようなことを言う。そういう目に遭った町民が一人もいないとお考えですか。

あるいは、今までの先生は早く言えば赤い玉の薬を10錠出してくれていた。ところが、先生がかわった途端に青い玉の薬1錠しか出ない。そして、前の先生は、はい、よく頑張ったねと、少し成績がよくなりましたよってなことを言ってくれていたのに、今度の先生はいきなりカルテか何かを見て、あんた何やっているんだと、ちゃんと節制しなきゃだめだと頭から言われるような物言いをされた上に、90日分の薬をぼんと出される。じゃ節制しなさいといったって、どういうことをやっているのかの説明は一つもない。そういう目に遭ったことのある町民が一人もいないとお考えですか。

こういう目に遭った町民は、これは町立病院にかかっている、ほかの病院へ行きますよ。重複受診せざるを得ない。あるいは、前の委員会のときに町長おっしゃった。厚岸町の医療費が実は厚岸町ではほとんど使われていない。7割も早く言えば釧路だとか、そういうところに流れてしまっている。これはどうしてなのかということを調べなきゃならない。これは大いにこういうことと、もしあるとすればで

すよ、関係しているんじゃないか、そういうふうに思うんですよ。

だから、このあなたのちょっとした心がけで医療費が抑えられるというのは何を根拠にして出てきたのか、きちんと答弁してほしいんです。こういう点できちんとした認識がない中で、医療費の増大を抑えるために、いわば町挙げての取り組みをしようとしても無理ではないですか。

それで、この答弁の最後のところに、「みんなすこやか厚岸21」の諸問題を一つ一つ地道に推進していかなければならないと痛感していると町長はおっしゃいました。そして、そのためには役場関係部局の横の連携を一層密にする体制の確立も含めて進めていかなければならないとおっしゃるけれども、この記事を見ている限り、そういう体制はゼロですね。この点についても、きちんとお答えをいただきたいんです。

次に、水鳥観察館を中核とする事業についてということをお聞きします。

それで、申しわけないんですが、今回の質問が終わってからも結構ですし、できれば早くということでもいいんですけれども、水鳥観察館の中で皆さん、議会の中でも興味を持っている事業の一つに学術奨励金という制度がありまして、何年か前に資料で一覧表をいただいているんですが、その後もどういうふうに進んで来ているだろうというのが、ちょっと先ほど話をしたら皆さんのお手元へ回っていないというので、これは私を含めてみんなに教えていただきたい。よろしくお願いします。

それで、質問に入りますが、私は水鳥観察館の設置目的というところから説明をしてほしいんだというふうにお聞きしたんですが、残念ながらこの答弁を聞いている範囲では、今まで水鳥観察館でこんなことをやってきましたというのを、あれやりました、これやりましたというのの報告にすぎないような答弁になっているところはちょっと残念なんですけれどもね。

これは平成7年に供用開始をしています。平成6年に建築に入っていますね。2億600万円、そのぐらいかかりましたか。国がつくっています。ですけれども、その発端となったのは、たしかささやきの丘計画とか何とかいったと思うんですが、いわば湿地を含めた厚岸町の環境保全、それはもっと大きく言うと、町長もおっしゃっている資源循環型の厚岸町の産業構造の育成という大きな流れの中で、あの地域というものがどのような位置にあり、どのようにこれを保存し、利活用していくのかということでの計画があったと思うんです。その中で、厚岸町として拠点を一

つつくろうというような話がありましたですね。それが、国の方で、よしよし、おれがつくってやると言ったのかどうか知りませんが、最終的にああいう形になって出てきたということで、これを使って何をやるという部分はもともと厚岸町が持っていたものですから、国の施設だから、それができたところで考えましたということではないですね。

平成7年に、これも当時私いただいていたんですが、この厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画というものが当時、総合的ないわば計画が立案されていますね。そこで見ますと、これは結局は最終的には自然と人間及び産業の共生、漁業の保全と活性化、自然と食文化の共生、湿原及び厚岸湖の保全と利用、ラムサール条約による地域振興、そして交流によるいい町・いい味・いい仲間づくり、人づくり、こういうようなことを一つの柱に置いたまちづくりというものの最終目標としていろいろな施策が進んでいく、その中の中核の一つとして水鳥観察館ということを位置づけるというフロー図があります。そういう大きな政策全般の中で水鳥観察館の事業というものが決まり、そして、それが行われていくという全体図について説明していただきたいんです。

今のお話ですと、水鳥観察館で事業としてこれやりました、あれやりましたという話で、そういう大きなまちづくり全体の中でどのように位置づけられ、そして、その一環としてどういうものが進められてき、そこでどういう効果を上げ、これからどのように展開していくのかという話が見えないんですね。再度その点についてもお聞かせをいただきたいんです。

そういう全体図が町民や、それから、この議会に余り示されたことがないように思うので、この点をきちんと示していただきたいと、そういうことなので、よろしくお願いたします。

議 長
町 長

町長。

まず、私から大まかなことについて答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、2点について。

1つは、国保に関連しての私の国に向けての姿勢の問題がございました。このことについて答弁をさせていただきたいと思いますが、第1回目の答弁でお答えいたしました。今日の国保の状況、悪化の一途をたどっておるわけであり。これは厚岸町のみならず、全国の大きな課題になっておるわけであり。その原因に

については、やはり加入者の高齢化、さらには低所得者の増加、さらには小規模保険者の増加、保険料の収納率の低下等々が、先ほども答弁いたしました、大まかにすると、こういう要約になるだろうというように考えておるわけであります。

そういう中で、実は昨年3月、こういう全国の自治体の国保が赤字であるということで、閣議決定したことがございます。といたしますのは、赤字を解消しようとする我々の考え方の要望にある程度国もこたえたのではなかろうかと思うわけですが、その決定された医療保険制度改革の基本方針におきまして保険者の再編・統合が示されました。この中に、国保については都道府県単位を軸とする方向が示されたわけであります。そのガイドラインを今、編成中であるわけでございますが、これは北海道町村会のみならず全国の町村会としても、自治体としての考え方をさらに申し上げながら、今日の国保の悪化についての対策について強く今、国に要請をいたしておるところでございます。厚岸町といたしましても、連携を密にしながら各自治体と強力に要請をしまいたい、かように考えております。

さらにはまた、重複診療に関しての厚岸町立病院の関係に対して、開設者としてどうかというご質問でございます。

ただいま室崎議員から厳しい指摘がございました。私は、厚岸町立病院の意義については何度も話しております。地域住民の生命と健康を守る極めて重要な施設であると。病院が赤字だ、国保が赤字だ。しかしながら、町立病院がなくなっていいのか。これはとんでもない話であります。開設者としてのみならず厚岸町長としても、病院は継続すべきものであると考えております。

しかしながら、そこには改革も必要であります。そういう点を念頭に置いておるわけですが、やはり患者と医師の信頼関係なくして改革も含めた厚岸町立病院の発展はございません。そういう意味において、患者が医師から厳しいことを言われた、さらにはまた信頼関係が失われた、そういう中で重複診療が可能か。私は室崎議員と全く同様であります。そういうことが原因で過去にはあったかと思えます。しかし、現在の厚岸町の町立病院の医師体制においては改善をされたのではなかろうか。私が願っております患者と医師との信頼関係がますます深まっているのではなかろうか、かように考えております。

だからといって、私は重複診療についてだめだという強制できるものでないことも事実であると思えます。これは、人によっては、やむを得ないときもあろうかと

思います。仮にがんとして、病名のがんです、がんとして言われた。そうすると、町立病院もある、さらには釧路の各病院がある。本当かどうか、また検査をして調べてみよう。人間の心理としては、そういうこともあり得るだろうと思っておりますが、しかしながら、一番大事なのは、重複診療をなくするという事は、医師と患者との信頼関係であると私は思っております。

そういう意味におきまして、町立病院も改革を含めて町民の負託にこたえ、また信頼される町立病院として大きく生まれ変わっております今日の状況をお話しするとともに、どうか町立病院の医師の方々も信用していただきたい、町民に大きく声を高くしてお願いを申し上げる次第でございます。

その他の問題については、各課長から答弁をさせます。

議 長

町民課長。

町民課長

国保会計の厳しい状況についてのご質問でありまして、この間、税務課あるいは関係課と議論させていただいておりました分も含めて、私の方から関連部分を答弁させていただきたいと思っております。

先ほど質問者からご指摘のありました税収の問題であります。特に、未納者が実際にある中で、収納率は上がっていくという見通しにはないのではないかというお話がございました。私どもも税率の協議をそれぞれさせていただく中で、通常、税率等改定をさせていただく、引き上げるという中では、他の市町村の状況を見ましても、初年度収納率が下がるという傾向が多く出ているということについては認識をし、その辺の収納率についてもテーブルにのせながら議論をしております。

それで、なぜそのような議論しますかといいますと、結果的に確保すべき財源としての保険税は、収納率が下がったとしても、確保すべき額としては、基本的にはそれを確保しなきゃいけないという問題が出てまいります。その中で、じゃ収納率が下がるから、下げておいて、その分、課税として上乘せをしてかけるのかという問題が一方で出てまいります。そういう意味では、特に現年度分の収納率が100%にいかない、現行でいきますと大体94レベルでありますけれども、残った6%程度についてどうするんだという問題がそこに出てくるわけでありまして、現状、税収不足分としての繰り入れの中で一般会計から繰り入れをいただいているという処理をしております。そういう意味で、今後についても、基本的には現年度分の未納分については、従来どおりの一般会計からの支援ということを厚く期待をさせて

いただきながら、収支についての計画をつくろうじゃないかということがスタートでありました。

その中で私どもは、そうはいつでも、85ですとか90ですとかという収納率の計画というのは、加入者、町民の皆さんに対しても、なかなか胸を張って出せるものではない。きちっと努力義務というものをお示しをしながら計画書をつくろうじゃないかということで、20年度までの収支計画の中では94%を努力目標に歳入を見込もうじゃないかということで、さきの特別委員会の資料としても提出をさせていただいたところでありますけれども、努力目標としましては94%を確保したいと。ただ、現実として90%程度まで下がるという危険性も十分にあるという中でこの計画のつくり方ですので、現時点での収納率の見込みとしては、そうした状況にあるということであります。

それから、道南の瀬棚町の取り組みの問題であります。前回ご指摘をいただいた中で、私どももインターネットで資料を取り寄せながら、詳しい中身について私自身も初めて見させていただいたという状況であります。担当者は研究といいますか、国保連合会から発行されているいろいろな情報の中で、道南の瀬棚町の予防の取り組みについて読んでいたようでありますから、先般のときには、そうしたつまみ食い道南の瀬棚町でというお話をさせていただきましたが、瀬棚町では平成12年度から特に町ぐるみの予防の取り組み。単なる一過的な予防の取り組みではなくて、医療費を具体的にどう削減をしていくのかということに着眼を置いて平成12年から取り組みをしてきております。

それで、具体的なメニューとしまして、インフルエンザワクチンを全町民を対象に実施をしよう。それから、13年度には肺炎球菌ワクチンの取り組みもしよう。両方とも町民の負担を幾らか軽減しようということで公費助成の制度もつくってきているということでありまして、その後、ピロリ菌の取り組みも導入をしながら、予防ということに力を入れてやっているということでございます。

私ども今回の保険税率等の引き上げに際しまして、質問者言われる評価という部分で申し上げますと、これまでは税収の不足分については、一つの厚岸版の制度として、税収の不足する分については一般会計から入れていただければいいという安易な気持ちもなかったわけではないということについては反省をし、国保会計の実態について、今この時点に及んで一般会計からのそうした支援も期待ができないと

いう中で、加入者、そして町民の皆さんに国保会計の実態を明らかにしながら一定程度の負担増についてお願いをしていくという立場について基本的に確認をした。じゃ、医療費が上がって歳入が足りないから保険税だけを上げればいいのかと。そういうことではないだろうということもテーブルにのせて実は議論をしてきているわけであります。

そういう意味で、私は、従来の一般会計からの繰り入れ支援ということは、それはそれとして従来のものであったと。それで、一般会計の財政事情の厳しさという事情から、国保会計もある意味では自立をしなきゃいけない。そのことが加入者の保険税負担の増加ということにつながってくるということについては直視をしながら、質問者言われるように、じゃ歳入をふやし、歳出を減らすという手法についてどうするということが課題の初年度だというふうに認識をしているつもりであります。

協議のテーブルの中では、今まで質問者言われるように、じゃ保険と医療と、それから医療給付をします私どもの横の連携はどうだったんだということについても、率直にできていないということについて反省をさせていただいております。そういう意味で、これからどうするんだという部分についても、実は保健事業を推進をします保健福祉課を中心に、町立病院、そして私どもも同じテーブルに着きながら、医療費を削減をするという事業展開について具体的な事業をつくっていこうというところの議論までは、実は税率改定等の議論の中でさせていただいております。そういう意味で、私ども町長答弁の中にも入れさせていただきましたが、平成15年度におきまして平成13年度の国保の医療費、全件数分のレセプトの分析をいたしました。それで、完成品ができてきておりまして、特に厚岸町で課題としております生活習慣病の予防で、こうした課題が例えば漁村地域においてどういう傾向にあるんだろう、それから農村地域においてどういう傾向があるんだろう、同じ市街地でも湖南と湖北の生活の違いという中でどういう違いが出てくるんだろうというふうなことも課題にしながら分析をしていただきましたので、詳しい中身についての検討、研究を今後、保健福祉課を中心にさせていただく中で保健活動に生かしていきたいというふうに話をしているところでありまして、そういう意味で、先ほど申し上げましたが、スタート元年という立場でこれから私どもも議論の中に参加をし、さらに横の連携を強めていかなきゃいけないというふうに思っているところで

あります。

それで、広報あつけしの記事の部分につきまして大変おしかりをいただきました。お話ごもっともであります。それで、私ども、記事自体は町民課でつくったものでありまして、いわゆる国保連合会が国保事業者として医療費を削減する手法の一般論としてこうした事業をやっている。事業といいますか、目標を立てて、加入者にも理解をしていただくということについての3本柱でありまして、この3本柱を加入者の皆さんに言葉で示したり、大きな字で示したから進むというものではないことは重々承知をしております。

それで、この取り組み、特に重複診療や頻回診療等の、これを削減するという取り組みの中には、保健活動という中で保健師が受診者にきちんと対応するという前提の中での事業効果が生まれてくるというものでありまして、そういう意味では、読まれた方に誤解を与える、これだけで進むんだみたいな誤解を与えたということにつきましては私どもの本意とするところではございませんので、おわびをさせていただきたいというふうに思います。

議 長
保健福祉
課 長

保健福祉課長。

それでは、私の方から医療費の増大とQOLの向上の関係についてお答えを申し上げます。

QOLと医療費の因果関係ということですが、答弁で因果関係は必ずしも一致するものではないと考えていると、このように答弁いたしましたけれども、その根拠ということがございますけれども、その関係についての公のものは、現在のところ私どもの方ではつかまえておりません。一部研究者が幾つかの都市を研究対象として地区別にQOLと医療費の関係について調査をしている、そういう研究者もおります。その結果によりますと、QOLが上がると医療費は下がる、QOLが下がっている、そういう地域では医療費が上がっているという研究結果も出ているという、そういう報告書も目にはしております。

ただ、うちの健康増進室の利用者、また骨折予防教室などの事業の参加者などのお話から、こういう機能訓練、健康づくりにかかわってきますと、健康状態の改善に効果があるということが実際認められております。こういうことなどを考えていきますと、先ほども言いましたように、因果関係は必ずしも、医療費がふえたから、それでQOLがよくなるんだということにはならないのではないかとこのように考

議長
環境政策課長

えたわけでありませう。

それと、先ほど早期発見・早期治療の関係、検診体制の関係で、町民を対象とした場合どうなんだというお話がありましたけれども、一応基本健診ということで40歳以上の町民を対象に毎年行っておりますが、平成13年度で933人、平成14年度では820の方が一般健康診断を受けております。一応制限を設けてはございませんけれども、前年の実績を勘案しながらその体制をとっているという状況でございます。

私の方からは以上です。

環境政策課長。

まず、水鳥観察館の学術奨励補助金の一覧表につきましては、印刷次第、皆様に配付していきたいと思っております。

それで、館のそもそもの設置目的等というお話になっていきますけれども、ご案内のとおり水鳥観察館につきましては、ラムサール条約に登録された厚岸湖・別寒辺牛地区において、水鳥を初めとする野生生物と湿地の保全、湿原の賢明な利用、今はどちらかというとも持続可能な利用という言い方をされた方がかえってわかりやすいと思っておりますけれども、そういう理解を深めていただくための普及活動であるとか、それから調査研究、監視等を行う拠点施設として設置されたものでございます。

そこで、水鳥観察館は具体的に何をやっていくのかということから、質問者ご指摘のように、平成7年4月に厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画というものを、当時の企画課になりますけれども、そういう計画を立案しました。この計画は、水鳥観察館を核としてどのような町をつくり、展開していったらいいのかということをもとめたものでございまして、この中には当然、水鳥観察館が担うべき機能などについて、もちろん計画されているわけでございます。それで、この中で計画された種々いろいろな事業をやっていくことによって、町民に対する環境保全、自然保全であるとか保護、そういう意識の啓発がなされていくものと考えております。

この計画の全体的な中身として、まちづくりとの絡みでは、例えば自然環境の保全をすることによって、従来、湿原だとか湖から物をもたらうだけでなく、それを守ることによって、将来的にそれがずっと引き継がれていくと。これが1次産業の発展につながり、これが1次産業のまちづくりにつながっていくと。

もう一方では、あの館でいろいろな情報提供、あるいは子供たちに自然環境、子供のみならず大人もそうですけれども、そういういろいろな鳥を通じたり湿原を通

じて情報を提供することによって人づくり、これが大きくはまちづくりにつながっていきというような形になってくるのではないかというふうに考えております。

そこで、こういう意味で、このふるさと計画を通じまして水鳥観察館が建設され、このふるさと計画が計画されたことによって、それを執行することが、非常に計画そのものも意義のあることではないかなというふうに考えております。

別寒辺牛湿原ふるさと計画を公表できないのかということでございますけれども、この計画そのものが既に9年もう経過しているわけでございます。当然これに基づいて業務をやってきておりますけれども、見直しをする時期にも来ていると思えますし、これを見直した後は公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

(「答弁になっていないわ」の声あり)

議 長 休憩しますか。

(「休憩してもらえますか」の声あり)

議 長 休憩します。 休憩時刻 16時36分

議 長 再開いたします。 再開時刻 16時41分

環境政策課長。

環境政策課長 大変申しわけございません。

現在、このふるさと計画に沿っていろいろな事業をやってきた単発的な実績等がございますけれども、これに系統立てて全体を見た中でのものというのは、実績というものは今のところございません。それで、具体的に実施している事業関係の一覧表は今、手元に持っていますので、これについては配付したいというふうに考えております。

議 長 ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、室崎議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

(「異議あり」の声あり)

議 長 3番。

3 番 本会議、定例会、今日で3日目でございます。諸般の事情があって、本日2名の議員の方が欠席されております。そんな中で、いよいよ日程が詰まれば別でしょう

けれども、慎重なる審議をしていく上では、本日は定刻どおりでお願いしたいと思
います。

議長 ただいま3番議員さんから5時までで打ち切るべきだという発言がありました
が……。

(発言する者あり)

議長 それでは、改めてお諮りいたします。

先ほど申し上げたように、本日の会議時間は、室崎議員の一般質問が全部終了す
るまで、あらかじめ延長いたします。

(「だから、ちゃんとした答弁しないと。だから、2回目の答弁次第だ
と思う」の声あり)

議長 それは理事者側のことですから。だから、十分な答弁をしていただくように改め
て要請をしておきます。

環境政策課長。

環境政策
課長 わかりづらい答弁で申しわけございません。

この計画に沿って種々、先ほど申しましたけれども、いろいろ事業をやっていま
すけれども、これをきちっと評価したものというのは現在ございません。

それで、この評価の作業になりますけれども、平成16年度以降、先ほど来申し上
げました、ちょうど水鳥観察館10周年ということもありますので、これからはそう
いう引き続き資料、データ収集は必要になりますけれども、今まで集めたデータ等
の評価についてもやっていきたいというふう考えております。

(「答弁漏れあるんですよ。検診体制で、どういうふうに評価している
かというところの話がなかったんです。みずからどういうふうに評価
しているのか。何人の受診者ですという数字だけで終わっている」の
声あり)

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 大変申しわけございません。

評価ということですが、健康診断が終わった後、その結果をもってそれぞれ保健師
が個別に、または集団でその結果を本人と話し合っって指導などを行ったり、または
今後の生活の注意点など、そういう相談、指導事を行っております。ただ、全体的に
この事業そのものの評価というのは行っていない状態ですので、ご理解を賜ります。

議 長
1 番

1 番。

るる申し上げてきましたけれども、まず国保に関してです。

いわゆる国保、保険者の広域化を図るといって各町村、特に町村ですよ、そういう小さな自治体が保険者として全部をしょっているのでは大変だから、都道府県レベルぐらいまで広域化を図ろうという改革が今これから進んでくる可能性が強いと、こういう話でした。それについても、またどういう評価があるのかというのは、これはまた私も勉強させていただきますし、またそういうことでのいろいろな議論が出てくると思いますので、これはまたよろしく願います。

それから、ちょっとこういう席では余りはばかられるぐらい生々しい話をあえて言わせていただいたんですが、町民の中にいろいろと病院の医師の対応についての、これは未来はありませんけれども、過去も現在もいろいろなことがないまぜになって話が出ていますから、10年前の話なのか今日の話なのかわからないような形で言われている場合も大いにございます。ただ、町長はこれは過去の話だと、現在は違うんだというふうに今おっしゃいました。私は、そうであることを願います。ただし、いろいろとこういう話については、これからも厳しく検証させてもらおうと思っています。町としても、これはやはりそういう町民の声をくみ上げる、そして検証する、そういう姿勢ないし体制をつくっていただきたい、そのように思います。

えてして、これはある町の医師が自分のホームページに書いているんですが、そこで非常に成果を上げているお医者さんなんですが、自分が今の町に来るときに内地の同僚は言ったと。北海道に行くのかと。あそこは給料が高くていいかげんな医療行為をやっている地域だと。そういう言い方をされて大変悔しかったというふうに書いています。そういう目で見られているということがまずあるわけなんです。これはびっくりしました、私も。

それと同時に、何でこの町に来たかということを行っているときに、この人は言っています。その町の町長、そして町のほかの理事者を含めて、きちんとした地域医療の理念を持っていたと。単にお医者さんをお金さえ出せば来てくれるだろう、あとは全部おまえに任せると、一切合財そっちで好きにやってくれというようなところではなかった、こういう言い方をしています。これは非常に大きな、どの町もお医者さんが来なくて泣いているわけですけども、その中で医師を確保しようとするときの大きなヒントだなというふうに思いました。

そして、もちろん町民も、単なるわがままではなくて、健全な批判をきちんとしていかなければならないと思いますし、それについては私もこれから進めていこうと思います。よろしくお願ひしたいんです。

その上でお聞きしますが、今、瀬棚町のお話を担当課長おっしゃいました。そこでおっしゃったのは、インフルエンザの予防ワクチン、それから肺炎球菌ワクチン、それとヘリコバクターピロリの尿中抗体の検査というようなことまでやっているというお話でしたが、それだけじゃもちろんないわけですね。医師、保健師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等による健康講話、健康教室などを年間20回以上実施しているというようなこともその中には書かれているそうです。

あるいは、情報の提供、開示ということを徹底して行っていくということも書いています。こういうことも非常に大事なんですね。そうすると、町民の健康づくりと一口にくくってしまいますけれども、その中には、いわゆる今、「ヘルスプロモーション」という言葉が非常にはやりですけれども、厚岸町の「みんなすこやか厚岸21」というのはこの思想に基づいて立案されているそうですが、これは何かといったら、自分の健康は自分で管理しようということですよ、簡単に言ってしまうと。自立した健康管理。それをみんな一人一人が責任を持って行っていく教育や体制をつくっていくのは、これは行政の仕事だと、こういうことになるわけですね。

そういうもののときに瀬棚の場合には、これは瀬棚町なんですけど、ここは診療所だそうですけれども、要するに早く言えば病院ですよ、病院が中核の一つになっているんですね。厚岸町には、そういう体制はありますか。これは福祉課一つの問題ではなくて、やはり病院がそういうものの中核にならなければならないというモデルではないのか。課長の方から瀬棚の話詳しくおっしゃってくださったので、あえてそのしり馬に乗かって申し上げますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、次に、国保会計の歳入、要するに収納率の話ですが、90%ぐらいに落ちるかしらんということですが、90%入ればいいんだということでもって計算して国保税の税額を決めたわけではないんでしょうね。その点、確認しておきます。これ100%なら一番いいんですけども、せめて94%入ってもらわないと困るということは、やはりちゃんと考えているんでしょうね、その税額を決めた上でも。その点についてお聞きします。

それと、揚げ足取るような言い方で悪いんですが、スタート元年という言い方をおっしゃったんですが、その言葉はちょっと誤解を受けますので。これから今まで以上にきちんとやりたいんだと、そういう全体的な連携ですね、町を挙げての連携をきちんとつくっていきたいんだという意味でおっしゃっているというふうに受け取らせてもらっているんですね。単にスタート元年というようなことを言うと、じゃ今まで何やっていたんだという話に戻ってしまいますので、その点はもう一度お聞きします。

それから、QOLと健康の関係、これについて、QOLというのは、さっきちょっと演壇からも言いましたけれども、疾病とか障害とか健康とか、そういうものを割と観点の中心視座に置きながら考える、本人が快適で充実した生活を送っていると自分で評価できるかどうかという、いわば生活の質というぐらにとらえておけばいいんじゃないかと私は思うんです。踏み込んでいくと、客観的QOLから実存的QOLとかとあって、いろいろな難しい話になってしまいますから、ちょっとそれはこっちへ置いて。そういう生活の質は決して医療費が増大したからといって上がるものではないという意味で、因果関係は乏しいんじゃないかということですね。そうしますと、やはりいわゆる厚岸町でも今いろいろと行おうとしている健康づくりということこそ、この日常の生活の満足度を上げていく、生活の質を上げていく何よりもの方策であろうと、施策であろうというふうに思うんですよ。そのことが実は医療費の軽減につながってくるんだという認識は、これは単に健康づくり係だけが持てばいいというものではないということなんです。そのことをきちんと押さえていただきたい。

それから、先ほど町長に申し上げたことにちょっとまた戻るんですが、「インフォームド・コンセント」という言葉がございますね。これは、病気に対処するのはいわば患者と医師の共同作業だという基本的な考えのもとに、医師と患者がきちんと意思の疎通をしなければならないということだと思われるんです。そのときに考えなければならないのは、やはり患者と医師は五分と五分ではないということです。患者の態度が悪いから、おれは怒って言ったんだよでは、お医者さんはプロではないですよ。その点はやはりきちんと意識を持ってもらいたいです。

そして、町長は先ほど過去のことだとおっしゃったんですが、その過去のことでも一遍信頼を失いますと、回復は大変なんですよね。だから、その信頼の回復という

のは、やはり日々のインフォームド・コンセントをきちんと行った診療が毎日積み重なっていった、初めて信頼というものを得ることができるわけです。そして、非常に功利的に言いますと、その回復を得て患者が、いわば病院にとってお客さんです、これがたくさん来るようになれば、病院の会計もよくなるわけです。ですから、非常に功利的に言いますと、インフォームド・コンセントがきちんと行われて、地域医療の中核としての病院の機能を果たすということは、実は経営改善に寄与しているというふうにも言えるわけです。ですから、そういう観点から、やはり開設者として、お医者さん、医師に対しては、きちんとした明確な指示を出していただきたいし、そのように日々の診療行為が行われているかどうかということについての検証も、これからも行っていただきたいんです。そのことをお願いしておきますが、いかがでしょうか。

それから、次に、水鳥観察館です。

これにつきましては、今のお話で、平成7年につくった計画に基づいて動いてはきているんだけど、全体的な地図といいますか、何といいますか、その評価は現在まだでき上がっていないと。これについては——来年で10年ですか。来年いっぱいだね。そういう時期にも差しかかってきているし、それから、先ほどの前半の答弁の中にもあったように、平成7年にこしらえた計画がずっとそのまま何一つ変わらないでくるということはあり得ないですよ。だから、やっぱり見直しというのはどんどんかけていかなきゃならないだろうと思うんです。その見直し作業を行うためには、現在行われてきたいろいろな事業がどの程度の効果を上げるものであったのか。漫然とただ去年もやったから今年もやりますではないですよ。そういうことの評価ができなければ見直しはできませんよ。そういうことをやっていきたいということなので、それは大いに結構だと思います。それで、いつころまでにそれができ上がるのか、そのめどはきちんとお知らせをいただきたい。

それから、すみません、1問目にちょっと戻ります。広報あつけしの記事に関してです。

これに関して今あなたの方では、国保連合会が出している3本柱を書いたんだと、そのようにおっしゃるんだけど、それはちょっと私の方では素直に受け取れないんです。というのは、国保連合会の書いているものには流れがあるんですよ。その中で終始一貫しているんです。それはどういうことかといいますと、国保は助け

合いの制度ですというところから始まっているんですよ。これを素直に読んでいくと、国保制度というのは互助会ですというふうに読めるんですね。それに国やもろもろのいわゆる行政が手助けしているんです。だから、あんたたちの心がけが悪くて医療費を増大させて赤字をふやしているならば、その責任はあなたたちにあるんだから、心がけを変えて。国保税が上がって大変だ、大変だと言っている、それは結局自分のまいた種なんだから、これは仕方ないでしょう。だから、自分たちの心がけでもって、はしご受診はやめましょう、診療時間内に受診しましょう、かかりつけ医を持ちましょう、検診を受けましょう、こういうことをおやりなさい。すべては、みずからまいた種ですよというのが、国保連合会のパンフレットですよ。そうすると、これは私ではありませんが、いつも議会で言ってくる一番最初の話に戻るんですが、そもそも国保という制度は互助会なのかと、それとも社会保障なのかという根本的な話のところに戻ってしまいますよ。その中の一部分だけ、いやいや、この国保という制度は社会保障なんですというふうに、聞いていると議会の審議では最終的にそういうふうになっていくんですが、であるならば、何しに終始一貫している中からその一部だけを使うんだという話に戻ってしまいます。甚だ不適切と言わざるを得ない。

それで、今も言ったように、最初に私が聞いたことにあなたは答えていないんだけど、こういうことを言うのであるならば、それを支える体制をつくっておかなきゃならないですね。かかりつけ医を持ちましょうといったって、いないでしょう、そんなものは。それから、検診体制云々といったって、保健福祉課長は自己評価を避けられたけれども、町民の1割の人より検診していないんですよ。それで十分、町民全体の健康を支える検診体制がありますとは言えんでしょうね。まして、重複受診に関しては、いろいろな今の話がありましたよね。そういうものが全部やる気になればできるのに、あんたやっていないでしょうといったとき、初めてこういうことが言えるんじゃないですか。

保険者は厚岸町ですよ。何だか連合会じゃないんですよ。ましてや、厚労省じゃないんですよ。その意味で大変よろしくない、というふうに言っているんですよ。

おしかりを受けましたけれどもなんて、あんたおっしゃっていたけれども、別におしかりしているわけじゃなくて、不適切ではないのかという指摘をしているんです。そういうことの認識をきちんと打ち出して、持とうといったって持てないのが

現状なので、例えばですよ、厚岸町としては今からこういうことをやっていくんだと、だから協力してくれないかと言えば、それは町民だって、うんなるほどということになっていくんじゃないかなと私は思うんです。ところが、これを読んだ人は、私の知っている範囲ではですよ、何を言っているんだという反応しか出ません。それは、かかりつけ医を持ちたくたって持てない、こうしたくたってできないという中であえていっている現実があるからです。その点を見無視して、何とか連合会が言ったから、それをそのまま書いておきましたというようなことではだめだということなんです。もう一度その点についてもお答えをいただきたいです。

以上です。

議 長
町 長

町長。

まず、厚岸町立病院について、私からお答えをさせていただきたいと思います。

厚岸町立病院、設置をされてから約 100 有余年たちます。明治時代であります。その時代の要請にこたえ、地域住民の生命と健康を守るために大きな役割を果たしてきたと思っております。その中にありましても、近年、特に透析、さらにはまた療養型病床等の設置により、多くの住民の期待にこたえていると思っております。その施設の中で働く医師の関係、極めて重要であるわけでありまして。ご指摘のとおりであります。

しかしながら、地域医療で最も難点といいましようか、難しい問題は、昨日の中川議員とも議論いたしました。医師の確保でございます。都市部における医師は過剰さみであります。しかしながら、我々のような地域は過疎であります。しかしながら、厚岸町立病院は、そういう厳しい状況の中でも、満足度を満たすということではほど遠いかもしれませんが、何とか厳しい医師確保の中でも医師確保ができていっているのではなかろうかと考えております。いればいいんだという中でいろいろな問題も、これはあるかもしれませんが。そういう問題のある医者よりも、いない方がいいという人もいるかもしれませんが。しかしながら、病院運営はまず医師の確保であります。

三医科病院、大学病院へ行ってのお願い、さらにはまた全国津々浦々へ行ってのお願い、いろいろとお願いする中で、私が町長になりましてからも何人かの医者においでをいただきました。面接をいたします。私は地域医療に情熱を燃やし厚岸町

立病院に来ました。ところが、定着率が極めて悪い。さらにまた、患者と医師の関係の悪い医者もいる。こういう実態は否めない事実であります。しかしながら、開設者としては、これからはやはり患者と医師が信頼関係をまず持つことが大事である、そういうことで基本理念をつくり、まず信頼、優しさを持って患者に当たっていただきたいというお願いをいたしております。

新しい院長、また看護師、また事務局含めて、その理念を念頭に置きながら、信頼される優しい病院づくりに今、誠心誠意、一生懸命頑張っております。どうかそういう意味で、厚岸町立病院は総合病院ではありません、科目が全部あるわけじゃありません。そういう中でやむなく釧路へ行く、他方へ行くという場合もあるかと思いますが、地域にある病院を町民はもっと愛して、なるべく町立病院に通院、入院していただきたい、開設者としては心から願わざるを得ないのであります。そのための病院改革については開設者として最善の努力を今後ともさせていただきたい、かように考えております。

もう一つは、やはり町立病院は、健康・保健・医療の三位一体の中での中核をなさねばなりません。その重要な役割もあるわけでありまして。そういうことで、国保と医療は表裏一体であります。そういう面において、国保の赤字解消という問題もありますが、まずやはり厚岸町立病院の赤字解消、これも重要な課題であるわけですので、町長といたしましても悩みながら最善の努力をしておるということをご理解をいただきたいと思っております。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

病院の問題が出されましたので。

基本的な問題につきましては、町長からお話がありました。基本理念があっても、あるいは各ドクターにお願いしても、実際、医療現場でそのことが実践できるのか、こういうことになると、管理者である町長から言っても、なかなか具体化しない問題も予想されるかと思っております。そういう意味では、質問者が2回目のご質問の中で、かかりつけ医のことについてお話がありました。文字どおり、かかりつけ医とは、今はやりの横文字でまいりますとプライマリーケア医、あるいは家庭医、このことがこういった地域の中ではますます重要なお医者さんだということが医学の進歩とともに言われてきていますし、特にそのことを意識させられたのは、2月7日に当地で地域医療実践セミナーを開催させていただきまして、その中で講演のお

話の中にもありました。そういう意味では、この間、私どもの町立病院として、そういった家庭医、総合医、プライマリーケア、今申し上げました。そういった意味で、単に治療のみではなくて、単に治療する医者ではなくて、予防、保健も含めた、そういった意味での医者の確保ができていたのか、そういうところに尽きるかなというふうに思っています。

そういう意味では、今申し上げましたこの地域医療実践セミナーを出発点として、新たな展開として、本年4月からその第一歩として総合医が2名着任する予定でございます。そのうち1名につきましては、振興財団が養成をしまして、それに係る費用も300万円計上させていただきましたけれども、今お話にあります信頼される医師、その勉強をしてきている医師がようやくこの4月から厚岸町の町立病院にも配置をできて、かかりつけ医としての勉強をなさってきた方がこの地でようやく活動できるような状況になってきた。そういう状況でありますから、このことを踏まえながら、私どもとして、町としての基本理念、病院としての基本理念はこうだ。そういう意味では、ご質問にありました病院が中核となって予防医学、医療の問題、こういったものも当然担っていけるのかな。そんなような状況によくなったということについてご理解をいただきたいと思っておりますし、そこをこれからの地域医療の出発点として、課題は多くありますけれども、期待にこたえるように、信頼を回復できるように私どもも頑張っていきたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長
町民課長

町民課長。

収納率の問題でございますが、私ども収支計画をつくる段階、それから算定をさせていただき段階では、基本的には100%収納率が達成できればいいという思いではおりますが、これは理想と現実の問題でありまして、そういう意味で計画書の中で94%を目標にさせていただきということでの計画をつくらせていただきました。

それで、質問者がおっしゃるように、90%でいいという前提の算定ではございませんで、算定の基礎そのものは、当時15年度で想定をされます9,350万円、この不足する額を2カ年の中でどう確保していくのかと。額としましては100%入った額ということで算定をしております。そうしますと、収納率が94%の場合、それから90%の場合、入ってくる金額が変わってまいります。これは検討するテーブルの中では、現年度分の滞納分、入ってこない分については一般会計から繰り入れをして

いただくという明確なルールをつくろうじゃないかと。そのことを他の納税者に負担をかけるということにはならないという大前提の中で計画を組んできておりますので、その辺はご理解をいただければと思います。

それから、スタート元年の話でありまして、気持ちだけが先行しまして、誤解を与えたことにつきましては、大変失礼をいたしました。私は気持ちとしましては、町民課、それから保健福祉課、そして町立病院の医療機関、これまでそれぞれの部署の中で事業展開をし、その評価はどうだということについて、それぞれがばらばらにやってくるという中では、今回お互いにテーブルを一つにして、特に医療費を削減するための厚岸町としての基本方針をどうするというところについての議論が初めて交わされたのが15年度ではなかったのかなというふうに思っております。そういう意味で、まだまだそれぞれの部署の中で課題がたくさんあるということそれぞれ認識をしながらスタートをしようじゃないかという意味での言葉の使い方でありましたので、その辺はお酌み取りをいただければというふうに思います。

それから、広報あつけしの記事の問題であります。質問者が言われるように、あなた方は国保連合会ではないんですよということについては、まさしくおっしゃるとおりでございます。パンフレットのことをそのまま持ってきてもうまくいくのかということについても、私どもそういった認識ではないにしても、引用させていただいたこと自体が、じゃ具体的に厚岸町の中でそういった町民あるいは国保の加入者の支援体制がしっかりできている中で使うべきだったということについては、質問者ご指摘のとおりだというふうに思います。そういう意味で、記事全体といたしまか、医療費がかからない手法としての記事の内容については、安易な使い方だったなということで反省をしているところであります。

先ほど来、町長あるいは病院の事務長の方からも話ありましたが、質問者が言われるとおり、国保連合会の申しておりますかかりつけ医という定義は何だろうということをお自身なりにもちょっと考えました。それで、町長の答弁の中でも申し上げましたが、内科医ですとかという町民が一番先にかかるという診療科の中で、厚岸町には公立含めて2つの医療機関しかない。こんな実態の中で質問者が言われる家庭医という、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんからずっとその地域の中で、その家の家族の健康状態を見てきている。そんな中で、子供が疾病にかかったというときに、いつもかかるのは近くのお医者さんですよというような流れが、まさし

く家庭医というものだというふうに、私はそういうものだというふうに思っております。

この医療機関が少ない中で、じゃ厚岸町民がそういった家庭医が持てるのかどうかということについては、非常に医療機関が少ないという中では難しい部分がある。ただ、先ほど町長が申し上げていますように、町立病院の地域医療の中核としての機能をしっかり位置づけたいと、位置づけていきたいという状況の中では、私は町立病院の中で医師を中心に、看護師、あるいはそこで病院のスタッフ総体が地域医療でしっかり町民を受け入れようやというシステムができたとすれば、それはお医者さんは何年に1回かかわるかもしれないけれども、データとしてカルテにきちっと記録が管理されているというシステムがつくれるのではないかと。そういった役割をぜひ町立病院の中にも課題として私は持ってもらえるのではないかとこの気持ちも今現在持っております。そういったことも可能かどうかということも含めて、私どもも保健・福祉・医療という、これからの厚岸町の予防や健康づくり活動について参加をしていきたいというふうに思っているところでありまして、そんなことを述べさせていただきながら、広報あつけしの記事の引用については大変申しわけなかったということをご理解をいただければと思います。

議 長
保健福祉
課 長

保健福祉課長。

健康づくりとQOLの関係についてですが、「みんなすこやか厚岸21」におきましても、健康づくりを進め、健康寿命の延伸、QOLの向上を目指しますとうたっております。保健福祉課だけではこれはなかなか効果も上がらないと考えておりますので、町民課はもとより、町立病院、教育委員会、そのほか社会福祉協議会、釧路保健所といった関係機関とも連携をしまして、国保の加入者ばかりではなく、町民みんなを対象とした健康づくりに取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

議 長
環境政策
課 長

環境政策課長。

厚岸湖・別寒辺牛湿原ふるさと計画、この計画を見直すためには、質問者が言うように、当然評価がなければなりません。次の展開としまして、平成17年度予算編成に反映するためには、現計画の検証、評価、これらを16年9月ごろには終えなければならぬと。そして、16年12月には見直しを終えると、このような形で作業に当たっていききたいというふうに考えております。

議 長

(「答弁漏れ」の声あり)

答弁漏れありますか。

議 長

(「検診の話を私言ったんですが、答えていない」の声あり)

保健福祉課
長

保健福祉課長。

健康診断の関係かと思いますが、確かに実態として昨年度で 820人、13年度で 933 人と、受診者がほんの一部の状態になっております。町民全員を対象とした体制という状況には確かに現時点ではなっておりませんが、今までの受診の実績をもとにその体制をとってきて現在進めている状況でございます。これからより一層健康診断を受ける人をふやすように取り組んでまいりますけれども、その状況によって体制についても考えてまいりたいと思います。

議 長

以上でございます。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

議 長

本日の会議はこの程度にとどめ、15日まで延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、15日まで延会いたします。

延会時刻 17時24分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員